

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊町合併協議会

第 1 回 合 同 会 議

日時：平成15年9月26日(金) 13時30分

場所：シティープラザカンコー4階 瑞雲の間

- 次 第 -

1 開 会

2 挨拶

呉市長	小笠原 臣也
音戸町長	川 岡 孝 美
倉橋町長	石 橋 杉 嘉
蒲刈町長	柴 崎 龍 雄
安浦町長	沖 田 範 彦
豊浜町長	狹 間 襄 治
豊町長	長 本 憲
呉地域事務所長	三 上 忠 彦

3 委員紹介（選任辞令交付）

4 報告事項

報告第1号	合併協議会規約について
報告第2号	合併協議会財務規程について
報告第3号	合併協議会事務局規程について
報告第4号	合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
報告第5号	各合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程について
報告第6号	合併協議会会議傍聴規程について
報告第7号	任意協議会での協議確認内容について
報告第8号	任意協議会における合併に向けた主な協議内容の調整方針について

- 5 議 案 議案第1号 平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算について
議案第2号 平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算について
議案第3号 平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算について
議案第4号 平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算について
議案第5号 平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算について
議案第6号 平成15年度呉市・豊町合併協議会予算について
議案第7号 合併協議会運営規程について

- 6 協議事項 協議第1号 法定協議会での協議事項について
協議第2号 今後のスケジュールについて
協議第3号 合併の方式について
協議第4号 合併の時期について
協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第7号 農業委員会の取扱いについて
協議第8号 地方税の取扱いについて
協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第10号 特別職の身分の取扱いについて
協議第11号 行政組織機構の取扱いについて
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて
協議第13号 使用料・手数料等の取扱いについて
協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
協議第16号 町字名の取扱いについて
協議第17号 慣行の取扱いについて

7 意見交換

- 8 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和
音戸町議会議長 岡 本 義 明
倉橋町議会議長 里 武
蒲刈町議会議長 山 木 巧
安浦町議会議長 森 本 茂 樹
豊浜町議会議長 土 佐 武
豊町議会議長 大 道 洋 三

9 閉 会

呉市・音戸町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		音戸町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			川 岡 孝 美	音戸町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初太郎	呉市助役	下垣内 清	音戸町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	岡 本 義 明	音戸町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	新 谷 勝 利	音戸町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	幸 城 和 俊	特別委員会委員長
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	原 田 公 明	特別委員会副委員長
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	室 澤 喜 洋	音戸町商工会会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	坪 井 秀 則	音戸町区長会会長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	武 田 安 代	音戸町女性連合会会長
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・倉橋町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		倉橋町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			石 橋 杉 嘉	倉橋町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初太郎	呉市助役	中 田 正 志	倉橋町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	里 武	倉橋町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	宮 西 正 司	倉橋町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	上 瀬 雅 晴	特別委員会委員長
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	吉 本 圭 介	特別委員会副委員長
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	原 明	倉橋町区長会会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	黒 野 國 良	倉橋町区長会副会長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	宮 浦 宣 政	倉橋町監査委員
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・蒲刈町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		蒲刈町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			柴 崎 龍 雄	蒲刈町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初太郎	呉市助役	村 松 弘 康	蒲刈町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	山 木 巧	蒲刈町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	岡 本 智恵子	蒲刈町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	大久保 正 孝	特別委員会委員長
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	馬 場 照 雄	特別委員会副委員長
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	兼 田 定 夫	蒲刈町商工会会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	木 村 正 雄	蒲刈町区長会会長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	高 岡 忍	蒲刈町女性連合会副会長
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・安浦町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		安浦町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			沖 田 範 彦	安浦町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初太郎	呉市助役	坂 井 紀 明	安浦町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	森 本 茂 樹	安浦町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	渡 邊 隆 司	安浦町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	榎 木 和 一	特別委員会委員
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	林 田 浩 秋	特別委員会委員
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	堀 尾 忠 男	安浦町商工会会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	藤 登 哲 郎	安浦町自治会連合会会長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	岸 本 美代子	安浦町女性連合会副会長
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・豊浜町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		豊浜町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			狹 間 襄 治	豊浜町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初 太 郎	呉市助役	隠 地 忠 爾	豊浜町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	土 佐 武	豊浜町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	伊 藤 圭 一	豊浜町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	西 永 英 典	特別委員会委員長
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	大 川 一 也	特別委員会副委員長
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	西 野 國 定	豊浜町自治会小野浦区長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	坂 孝 好	豊浜町自治会山崎区長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	大奈良 靖	豊浜町自治会立花区長
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・豊町合併協議会委員名簿

区 分	呉 市		豊 町	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
会 長	小笠原 臣 也	呉市長		
副 会 長			長 本 憲	豊町長
規約第7条第1項 第1号委員	川 崎 初太郎	呉市助役	大 町 武 之	豊町助役
	赤 松 俊 彦	呉市助役		
規約第7条第1項 第2号委員	中 田 清 和	呉市議会議長	大 道 洋 三	豊町議会議長
	下 西 幸 雄	呉市議会副議長	本 末 満	豊町議会副議長
規約第7条第1項 第3号委員	岩 原 棕	特別委員会委員長	廿日出 真 二	総務常任委員会委員長
	石 崎 元 成	特別委員会副委員長	長 浜 要 悟	産業建設常任委員会委員長
規約第7条第1項 第4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所専務理事	村 尾 征 之	豊町商工会会長
	梅河内 秀 登	呉市自治会連合会会長	琢 明 知 之	豊町連合町内会会長
	喜 田 晃 江	呉市女性連合会会長	築 山 トヨコ	豊町女性会会長
顧 問	広島県呉地域事務所長 三上 忠彦			

呉市・音戸町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局 長	呉市広域行政推進室長	芝山 公英
事務局 次長	呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	音戸町企画課長 海田 茂
事務局 長補佐	呉市広域行政推進室主査 高屋 智樹 阿原 亨	音戸町企画課企画係長 濱下 英樹
事務局 員	呉市広域行政推進室主事 河部 泰志 道方 寿徳 野田 一生 井坂 仁史 小早川 洋 上野 美帆	音戸町企画課主任主事 沖井 二美子 松村 浩二

計14名（呉市10名，音戸町4名）

吳市・倉橋町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局長	吳市広域行政推進室長 芝山公英	
事務局次長	吳市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	倉橋町企画課長 小田明博
事務局長補佐	吳市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨	倉橋町企画課企画係長 池田哲博 倉橋町企画課情報化推進係長 西田康彦
事務局員	吳市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆	倉橋町企画課主事 久保善裕 脇谷直子

計15名(吳市10名,倉橋町5名)

吳市・蒲刈町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局長	吳市広域行政推進室長 芝山公英
事務局次長	吳市広域行政推進室主幹 佐々木 寛 蒲刈町事務統括 是方英司
事務局長補佐	吳市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨 蒲刈町総務課課長補佐 松浦 繁 蒲刈町総務課係長 山本正美
事務局員	吳市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆 蒲刈町総務課主任 岡本勇士

計14名（吳市10名，蒲刈町4名）

呉市・安浦町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局長	呉市広域行政推進室長 芝山公英		
事務局次長	<table border="1"> <tr> <td>呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛</td> <td>安浦町企画財政課長 小林 一 司</td> </tr> </table>	呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	安浦町企画財政課長 小林 一 司
呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	安浦町企画財政課長 小林 一 司		
事務局長補佐	<table border="1"> <tr> <td>呉市広域行政推進室主査 高屋 智 樹 阿 原 亨</td> <td>安浦町企画財政課課長補佐 中 藤 彰 子</td> </tr> </table>	呉市広域行政推進室主査 高屋 智 樹 阿 原 亨	安浦町企画財政課課長補佐 中 藤 彰 子
呉市広域行政推進室主査 高屋 智 樹 阿 原 亨	安浦町企画財政課課長補佐 中 藤 彰 子		
事務局員	<table border="1"> <tr> <td> 呉市広域行政推進室主事 河 部 泰 志 道 方 寿 徳 野 田 一 生 井 坂 仁 史 小早川 洋 上 野 美 帆 </td> <td> 安浦町企画財政課主任 宮 本 貴 宣 安浦町企画財政課主事 藤 賀 裕 敏 </td> </tr> </table>	呉市広域行政推進室主事 河 部 泰 志 道 方 寿 徳 野 田 一 生 井 坂 仁 史 小早川 洋 上 野 美 帆	安浦町企画財政課主任 宮 本 貴 宣 安浦町企画財政課主事 藤 賀 裕 敏
呉市広域行政推進室主事 河 部 泰 志 道 方 寿 徳 野 田 一 生 井 坂 仁 史 小早川 洋 上 野 美 帆	安浦町企画財政課主任 宮 本 貴 宣 安浦町企画財政課主事 藤 賀 裕 敏		

計14名(呉市10名,安浦町4名)

吳市・豊浜町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局長	吳市広域行政推進室長 芝山公英		
事務局次長	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 吳市広域行政推進室主幹 佐々木 寛 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 豊浜町総務課長 西野 智 豊浜町企画振興課長 北村英樹 </td> </tr> </table>	吳市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	豊浜町総務課長 西野 智 豊浜町企画振興課長 北村英樹
吳市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	豊浜町総務課長 西野 智 豊浜町企画振興課長 北村英樹		
事務局長補佐	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 吳市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 豊浜町総務課係長 北木豊洋 </td> </tr> </table>	吳市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨	豊浜町総務課係長 北木豊洋
吳市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨	豊浜町総務課係長 北木豊洋		
事務局員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 吳市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 豊浜町総務課主任 西道定弘 豊浜町企画振興課主事 西光松生 </td> </tr> </table>	吳市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆	豊浜町総務課主任 西道定弘 豊浜町企画振興課主事 西光松生
吳市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆	豊浜町総務課主任 西道定弘 豊浜町企画振興課主事 西光松生		

計15名(吳市10名,豊浜町5名)

呉市・豊町合併協議会事務局名簿

平成15年 9月26日

事務局長	呉市広域行政推進室長 芝山公英	
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	豊町総務課長 金子直樹
事務局長補佐	呉市広域行政推進室主査 高屋智樹 阿原 亨	豊町総務課主幹 鍵本浩一 豊町総務課企画財政係長 川崎富志
事務局員	呉市広域行政推進室主事 河部泰志 道方寿徳 野田一生 井坂仁史 小早川 洋 上野美帆	豊町総務課主事 峯本康弘

計14名(呉市10名,豊町4名)

第 1 回 合併協議会 報告事項

報告第 1 号	合併協議会規約について	P 1
報告第 2 号	合併協議会財務規程について	P 1 3
報告第 3 号	合併協議会事務局規程について	P 1 5
報告第 4 号	合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に 関する規程について	P 1 7
報告第 5 号	各合併協議会に共通する経費の負担割合に 関する規程について	P 1 8
報告第 6 号	合併協議会会議傍聴規程について	P 1 9
報告第 7 号	任意協議会での協議確認内容について	P 2 1
報告第 8 号	任意協議会における合併に向けた主な 協議内容の調整方針について	P 3 2

報告第1号 合併協議会規約について

1 呉市・音戸町合併協議会規約について

呉市・音戸町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び音戸町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・音戸町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

2 呉市・倉橋町合併協議会規約について

呉市・倉橋町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び倉橋町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・倉橋町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

3 呉市・蒲刈町合併協議会規約について

呉市・蒲刈町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び蒲刈町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・蒲刈町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

4 呉市・安浦町合併協議会規約について

呉市・安浦町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び安浦町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・安浦町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

5 呉市・豊浜町合併協議会規約について

呉市・豊浜町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び豊浜町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・豊浜町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

6 呉市・豊町合併協議会規約について

呉市・豊町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び豊町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・豊町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・音戸町合併協議会規約第15条、呉市・倉橋町合併協議会規約第15条、呉市・蒲刈町合併協議会規約第15条、呉市・安浦町合併協議会規約第15条、呉市・豊浜町合併協議会規約第15条及び呉市・豊町合併協議会規約第15条の規定に基づき、当該各合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、協議会を構成する各市町(以下「各市町」という。)の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の議決を経たときには、当該予算の写しを速やかに各市町に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会の既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議の議決を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の議決を経たときに、これを準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由のあるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預けなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用)

第 7 条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の承認を経なければならない。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 15 年 9 月 18 日から施行する。

2 協議会を設置した年度における第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」とする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負 担 金	1 負 担 金	1 負 担 金
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金
3 諸 収 入	1 預 金 利 子	1 預 金 利 子
	2 雑 入	1 納 付 金

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協 議 会 費	1 協 議 会 費	1 協 議 会 費
2 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費

合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・音戸町合併協議会規約第12条第3項、呉市・倉橋町合併協議会規約第12条第3項、呉市・蒲刈町合併協議会規約第12条第3項、呉市・安浦町合併協議会規約第12条第3項、呉市・豊浜町合併協議会規約第12条第3項及び呉市・豊町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、当該各合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議に係る資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局長補佐
- (4) 事務局員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局長補佐及び事務局員は、上司の命を受けて、所掌事務を処理する。

(決裁)

第5条 事務局は、次の事項について、会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算の調製及び決算に関すること。
- (4) 事務局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他の契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、協議会の副会長(以下「副会長」という。)がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長が代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長が代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び使用区分は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年9月18日から施行する。

別表(第8条関係)

公印の名称	呉市・音戸町合併協議会会長之印	呉市・倉橋町合併協議会会長之印	呉市・蒲刈町合併協議会会長之印
形 式			
寸法(ミリメートル)	方 30		
書 体	か い 書		
使用区分	対外全般		
公印の名称	呉市・安浦町合併協議会会長之印	呉市・豊浜町合併協議会会長之印	呉市・豊町合併協議会会長之印
形 式			
寸法(ミリメートル)	方 30		
書 体	か い 書		
使用区分	対外全般		

合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・音戸町合併協議会規約第16条、呉市・倉橋町合併協議会規約第16条、呉市・蒲刈町合併協議会規約第16条、呉市・安浦町合併協議会規約第16条、呉市・豊浜町合併協議会規約第16条及び呉市・豊町合併協議会規約第16条の規定に基づき、当該各合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、協議会の会議への出席日数に応じ、日額10,000円とする。ただし、協議会を構成する各市町(以下「関係市町」という。)の長及び関係市町その他の地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

2 委員等が複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合において、当該複数の協議会の会議を合同で開催するときは、委員等の当該会議への出席日数は1とし、その報酬は、合同で開催した協議会が案分して負担するものとする。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が協議会の職務を行うために関係市町以外に出張をしたときは、費用弁償として呉市旅費条例(昭和26年呉市条例第94号)の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

2 前条第2項の規定は、委員等が複数の協議会の委員等として出張した場合に準用する。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、呉市の例によりこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年9月18日から施行する。

各合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、合併協議会財務規程第9条の規定に基づき、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会及び呉市・豊町合併協議会に共通する経費の負担割合について、必要な事項を定めるものとする。

(負担割合)

第2条 前条に規定する各合併協議会に共通する経費は、関係する合併協議会が案分して均等に負担することとし、案分した結果、10円未満の端数が生じた場合には、その端数は、経費の執行ごとに、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会の順で1の合併協議会が負担することとする。

付 則

この規程は、平成15年9月18日から施行する。

合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、合併協議会運営規程第6条の規定に基づき、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会及び呉市・豊町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴人数の制限)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 下駄及び木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙を行い、旗及び垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。

報告第7号 任意協議会での協議確認内容について

1 「呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成13年〕 第1回協議会 (10月9日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の設置 2 規約，事業計画，今後のスケジュールについて 	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会規約の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長，副会長：音戸町長，倉橋町長 ・委員構成： <ul style="list-style-type: none"> (各市町共通) 各首長，助役，各正副議長 (呉市) 総務水道委員会正副委員長 <li style="padding-left: 20px;">〔第2回目以降，広域行政対策特別委員会〕 (音戸町) 市町村合併問題特別委員会正副委員長 (倉橋町) 市町村合併問題特別委員会正副委員長 <li style="padding-left: 20px;">以上，呉市7名，音戸町6名，倉橋町(第1回～第4回)5名 (第5回～第7回)6名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 2 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会，幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 3 今後のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出，検討 ・平成14年秋頃の法定協議会設置へ ・合併調印，その後県知事への合併申請，総務大臣への届出・告示を経て，平成16年春頃の合併へ
〔平成14年〕 第2回協議会 (3月29日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュールについて 	<ol style="list-style-type: none"> 1 幹事会における行政制度比較作業の経過報告 2 行政制度の調整に当たり，調整方針を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・市の制度に該当する各町の制度がない場合は，原則，呉市制度を適用していく。 ・各市町にほぼ同水準の制度がある場合は，原則，呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・各町の制度に該当する市制度がない場合は，町制度については，廃止も含め，その必要性や内容，財政状況等を検討した上で，事業調整を図っていく。ただし，住民生活への影響が大きいと認められる場合は，段階的，経過的な措置を検討していく。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
第3回協議会 (10月24日)	1 合併に伴う主な検討課題について 2 合併に向けての主な協議項目について 3 建設計画の作成について 4 今後のスケジュールについて	1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち、主な課題について報告 (両町共通) 江能広域事務組合が所管する共同事務の取扱い 音戸町倉橋町広域行政組合が所管する共同事務の取扱い 江能倉橋島地域振興協議会で実施する広域連携事業の取扱い 広域交通拠点(釣士田港)地区整備事業の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業関係の取扱い バス運行事業の取扱い 小・中学校の学校給食の取扱い コミュニティ組織の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整 姉妹都市交流事業の取扱い (音戸町関係) 総合ケアセンターさざなみの取扱い 一般国道487号警固屋音戸バイパス整備事業及び関連事業の取扱い 「音戸清盛祭」実施の基金積立や保存会助成の取扱い (倉橋町関係) (財)倉橋まちづくり公社の取扱い 財産区及び猟区の取扱い 2 合併に向けた基本的な協議項目(15項目)について、事務局の調整方針案を提案 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">調整方針及び確認状況については報告第8号に詳述</div> 3 建設計画の作成について <u>基本的な考え方</u> ・音戸町及び倉橋町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、新市の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。 <u>基本方針</u> ・音戸町及び倉橋町のまちづくり方針を継承し、地域の特性と資源を活かした計画づくりをしていく。 <u>計画作成の概要(案)</u> ・概況 ・合併の必要性と効果 ・まちづくり基本方針 ・まちづくり基本計画(施策分野ごとの事業計画) ・財政計画(将来の財政構造を推計:10年度)

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
第4回協議会 (12月2日)	1 合併に向けて の主な協議項目 について	1 基本的な協議項目(15項目)の確認 ・第3回協議会で提案した事務局案について協議 ・「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を除く 14項目について確認
[平成15年] 第5回協議会 (1月15日)	1 合併に向けて の主な協議項目 について	1 前回継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の取 扱い」について協議
第6回協議会 (2月17日)	1 合併に向けて の主な協議項目 について	1 前回継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の取 扱い」について協議 ・音戸町より、合併期日を1年延長(平成16年4月1日 から平成17年3月)したいとの申し入れ ・次回は、2月18日の倉橋町の特別委員会の結果を踏ま えて今後の進め方を協議していくこととする
第7回協議会 (7月14日)	1 合併に向けて の主な協議項目 について 2 建設計画(素 案)について 3 今後のスケジ ュールについて	1 前回提案のあった「合併の期日」及び継続協議の「議会 の議員の定数及び任期の取扱い」について協議・確認 2 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具体 化した素案の概要について協議・確認 3 法定協議会の個別設置及び合同開催を含めた今後の取組 を説明 以上で「呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会」(任意) での調査・研究を終え、9月に新たに設置される「呉市・ 音戸町合併協議会」及び「呉市・倉橋町合併協議会」(法 定)で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めて いく。

2 「呉市・蒲刈町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成14年〕 第1回協議会 (2月15日)	1 協議会の設置 2 規約，事業計画，今後のスケジュールについて	<p>1 協議会規約の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長，副会長：蒲刈町長 ・委員構成：両首長，助役，両正副議長 (呉市)広域行政対策特別委員会正副委員長 (蒲刈町)地方分権推進特別委員会正副委員長 以上，呉市7名，蒲刈町6名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 <p>2 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会，幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出，検討 ・平成15年春頃の法定協議会設置へ ・合併調印，その後県知事への合併申請，総務大臣への届出・告示を経て，平成16年春頃の合併へ
第2回協議会 (10月28日)	1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュールについて	<p>1 行政制度比較の報告</p> <p>2 行政制度の調整に当たり，調整方針を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の制度に該当する町制度がない場合は，原則，呉市制度を適用していく。 ・両市町にほぼ同水準の制度がある場合は，原則，呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・町の制度に該当する市制度がない場合は，町制度については，廃止も含め，その必要性や内容，財政状況等を検討した上で，事業調整を図っていく。ただし，住民生活への影響が大きいと認められる場合は，段階的，経過的な措置を検討していく。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成15年〕 第3回協議会 (2月17日)	1 合併に伴う主な検討課題について 2 合併に向けての主な協議項目について 3 建設計画の作成について 4 今後のスケジュールについて	1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち、主な課題(11項目)について報告 蒲刈町立国民健康保険診療所の取扱い 福祉センター(仮称)の取扱い 安芸南部衛生組合の取扱い 県民の浜施設の取扱い 小・中学校給食の取扱い 英国留学英語研修の取扱い 支所・区事務所の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業関係の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整 町営バス・スクールバスの取扱い 2 合併に向けた基本的な協議項目(15項目)について、事務局の調整方針案を提案 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">調整方針及び確認状況については報告第8号に詳述</div> 3 建設計画の作成について <u>基本的な考え方</u> ・蒲刈町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、新市の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。 <u>基本方針</u> ・蒲刈町のまちづくり方針を継承し、地域の特性と資源を活かした計画づくりをしていく。 <u>計画作成の概要(案)</u> ・概況 ・合併の必要性と効果 ・まちづくり基本方針 ・まちづくり基本計画(施策分野ごとの事業計画) ・財政計画(将来の財政構造を推計:10年度)
第4回協議会 (7月8日)	1 合併に向けての主な協議項目について 2 建設計画(素案)について 3 今後のスケジュールについて	1 基本的な協議項目(15項目)について協議・確認 2 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具体化した素案の概要について協議・確認 3 法定協議会の個別設置及び合同開催を含めた今後の取組を説明 以上で「呉市・蒲刈町合併問題協議会」(任意)での調査・研究を終え、9月に新たに設置される「呉市・蒲刈町合併協議会」(法定)で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めていく。

3 「呉市・安浦町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成13年〕 第1回協議会 (8月1日)	1 協議会の設置 2 規約，事業計画，今後のスケジュールについて	1 協議会規約の制定 ・会長：呉市長，副会長：安浦町長 ・委員構成：両首長，助役，両正副議長 (呉市)総務水道委員会正副委員長 〔第2回目以降，広域行政対策特別委員会〕 (安浦町)合併問題調査特別委員会委員代表 以上，呉市7名，安浦町7名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 2 事業計画 ・協議会，幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 3 今後のスケジュール ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出，検討 ・平成15年秋以降の法定協議会設置へ ・合併調印，その後県知事への合併申請，総務大臣への届出・告示を経て，平成16年秋以降の合併へ
〔平成14年〕 第2回協議会 (5月24日)	1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュールについて	1 幹事会における行政制度比較作業の経過報告 2 行政制度の調整に当たり，調整方針を確認 ・市の制度に該当する町制度がない場合は，原則，呉市制度を適用していく。 ・両市町にほぼ同水準の制度がある場合は，原則，呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・町の制度に該当する市制度がない場合は，町制度については，廃止も含め，その必要性や内容，財政状況等を検討した上で，事業調整を図っていく。ただし，住民生活への影響が大きいと認められる場合は，段階的，経過的な措置を検討していく。
〔平成15年〕 第3回協議会 (2月10日)	1 合併に伴う主な検討課題について 2 合併に向けての主な協議項目について 3 建設計画の作成について 4 今後のスケジュールについて	1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち，主な課題(9項目)について報告 安浦町国民健康保険診療所の取扱い (財)安浦町生涯学習振興財団の取扱い 安浦町町民課連絡所の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業関係の取扱い 循環バスの取扱い 芸南衛生組合の取扱い 小・中学校給食の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
		<p>2 合併に向けた基本的な協議項目（15項目）について、事務局の調整方針案を提案 調整方針及び確認状況については報告第8号に詳述</p> <p>3 建設計画の作成について <u>基本的な考え方</u> ・安浦町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、新市の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。</p> <p><u>基本方針</u> ・安浦町のまちづくり方針を継承し、地域の特性と資源を活かした計画づくりをしていく。</p> <p><u>計画作成の概要（案）</u> ・概況 ・合併の必要性と効果 ・まちづくり基本方針 ・まちづくり基本計画（施策分野ごとの事業計画） ・財政計画（将来の財政構造を推計：10年度）</p>
第4回協議会 (7月25日)	<p>1 合併に向けての主な協議項目について</p> <p>2 建設計画(素案)について</p> <p>3 今後のスケジュールについて</p>	<p>1 基本的な協議項目（15項目）について協議・確認 ・第3回協議会で提案した事務局案について協議 ・「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「農業委員会の取扱い」を除く13項目について確認</p> <p>2 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具体化した素案の概要について協議・確認</p> <p>3 法定協議会の個別設置及び合同開催を含めた今後の取組を説明</p>
第5回協議会 (8月11日)	<p>1 合併に向けての主な協議項目について</p>	<p>1 前回継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「農業委員会の取扱い」について協議・確認</p> <p>以上で「呉市・安浦町合併問題協議会」(任意)での調査・研究を終え、9月に新たに設置される「呉市・安浦町合併協議会」(法定)で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めていく。</p>

4 「呉市・豊浜町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成13年〕 第1回協議会 (12月26日)	1 協議会の設置 2 規約，事業計画，今後のスケジュールについて	<p>1 協議会規約の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長，副会長：豊浜町長 ・委員構成：両首長，助役，両正副議長 (呉市)広域行政対策特別委員会正副委員長 (豊浜町)総務文教常任委員会委員長 産業建設常任委員会委員長 〔第3・4回，合併問題調査特別委員会正副委員長〕 以上，呉市7名，豊浜町6名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 <p>2 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会，幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出，検討 ・平成15年秋頃の法定協議会設置へ ・合併調印，その後県知事への合併申請，総務大臣への届出・告示を経て，平成16年秋以降の合併へ
〔平成14年〕 第2回協議会 (10月24日)	1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュールについて	<p>1 行政制度比較の報告</p> <p>2 行政制度の調整に当たり，調整方針を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の制度に該当する町制度がない場合は，原則，呉市制度を適用していく。 ・両市町にほぼ同水準の制度がある場合は，原則，呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・町の制度に該当する市制度がない場合は，町制度については，廃止も含め，その必要性や内容，財政状況等を検討した上で，事業調整を図っていく。ただし，住民生活への影響が大きいと認められる場合は，段階的，経過的な措置を検討していく。

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成15年〕 第3回協議会 (6月25日)	1 合併に伴う主な検討課題について 2 合併に向けての主な協議項目について 3 建設計画の作成について 4 今後のスケジュールについて	1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち、主な課題(11項目)について報告 芸予衛生組合の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業(農業集落排水事業)関係の取扱い 小・中学校給食の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整 C A T V (有線)の取扱い 豊浜学寮の取扱い 研修宿泊施設「あびの里いつき」の取扱い 離島航路補助事業の取扱い スクールボート・通学バスの取扱い バス事業補助の取扱い 2 合併に向けた基本的な協議項目(15項目)について、事務局の調整方針案を提案 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">調整方針及び確認状況については報告第8号に詳述</div> 3 建設計画の作成について <u>基本的な考え方</u> ・豊浜町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、新市の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。 <u>基本方針</u> ・豊浜町のまちづくり方針を継承し、地域の特性と資源を活かした計画づくりをしていく。 <u>計画作成の概要(案)</u> ・概況 ・合併の必要性と効果 ・まちづくり基本方針 ・まちづくり基本計画(施策分野ごとの事業計画) ・財政計画(将来の財政構造を推計:10年度)
第4回協議会 (7月22日)	1 合併に向けての主な協議項目について 2 建設計画(素案)について 3 今後のスケジュールについて	1 基本的な協議項目(15項目)について協議・確認 2 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具体化した素案の概要について協議・確認 3 法定協議会の個別設置及び合同開催を含めた今後の取組を説明 以上で「呉市・豊浜町合併問題協議会」(任意)での調査・研究を終え、9月に新たに設置される「呉市・豊浜町合併協議会」(法定)で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めていく。

5 「呉市・豊町合併問題協議会」での協議確認内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
〔平成14年〕 第1回協議会 (2月15日)	1 協議会の設置 2 規約，事業計画，今後のスケジュールについて	<p>1 協議会規約の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長，副会長：豊町長 ・委員構成：両首長，助役，両正副議長 (呉市) 広域行政対策特別委員会正副委員長 (豊町) 総務常任委員会委員長 産業建設常任委員会委員長 以上，呉市7名，豊町6名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 <p>2 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会，幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出，検討 ・平成16年春頃の法定協議会設置へ ・合併調印，その後県知事への合併申請，総務大臣への届出・告示を経て，平成17年3月頃の合併へ
第2回協議会 (10月28日)	1 行政制度の比較と主な検討項目について 2 行政制度等の調整の進め方について 3 今後のスケジュールについて	<p>1 行政制度比較作業の経過報告</p> <p>2 行政制度の調整に当たり，調整方針を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の制度に該当する町制度がない場合は，原則，呉市制度を適用していく。 ・両市町にほぼ同水準の制度がある場合は，原則，呉市制度に準拠し統一を図っていく。 ・町の制度に該当する市制度がない場合は，町制度については，廃止も含め，その必要性や内容，財政状況等を検討した上で，事業調整を図っていく。ただし，住民生活への影響が大きいと認められる場合は，段階的，経過的な措置を検討していく。
〔平成15年〕 第3回協議会 (7月2日)	1 合併に伴う主な検討課題について 2 合併に向けての主な協議項目について 3 建設計画の作成について 4 今後のスケジュールについて	<p>1 幹事会で調整を行っている行政制度のうち，主な課題(13項目)について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸予衛生組合の取扱い 水道事業関係の取扱い 下水道事業(農業集落排水事業)関係の取扱い 小・中学校給食の取扱い 電算処理システムの統一化に向けた調整 CATV(有線放送)の取扱い 町営渡船の取扱い バス事業補助の取扱い 伝統的建造物群保存地区保存助成事業の取扱い 農用地流動化奨励金の取扱い 属人主義での農業支援策の取扱い 奨学資金貸付事業の取扱い 後継者結婚祝金の取扱い

区 分	協 議 事 項	協 議 確 認 内 容
		<p>2 合併に向けた基本的な協議項目（15項目）について、事務局の調整方針案を提案 <u>調整方針及び確認状況については報告第8号に詳述</u></p> <p>3 建設計画の作成について <u>基本的な考え方</u> ・豊町の長期総合計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえ、新市の速やかな一体性を確立するため、まちづくり計画を策定していく。 <u>基本方針</u> ・豊町のまちづくり方針を継承し、地域の特性と資源を活かした計画づくりをしていく。 <u>計画作成の概要（案）</u> ・概況 ・合併の必要性と効果 ・まちづくり基本方針 ・まちづくり基本計画（施策分野ごとの事業計画） ・財政計画（将来の財政構造を推計：10年度）</p>
第4回協議会 （7月24日）	<p>1 合併に向けての主な協議項目について</p> <p>2 建設計画(素案)について</p> <p>3 今後のスケジュールについて</p>	<p>1 基本的な協議項目（15項目）について協議・確認 ・第3回協議会で提案した事務局案について協議 ・「議会の議員の定数及び任期の取扱い」を除く14項目について確認</p> <p>2 第3回協議会で協議した建設計画作成方針を、より具体化した素案の概要について協議・確認</p> <p>3 法定協議会の個別設置及び合同開催を含めた今後の取組を説明</p>
第5回協議会 （8月25日）	<p>1 合併に向けての主な協議項目について</p>	<p>1 前回継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議・確認</p> <p>以上で「呉市・豊町合併問題協議会」（任意）での調査・研究を終え、9月に新たに設置される「呉市・豊町合併協議会」（法定）で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めていく。</p>

報告第8号 任意協議会における合併に向けた主な協議内容の調整方針について

基本的な項目

1	合併の方式について	・・・	33
2	合併の時期について	・・・	33
3	財産及び公の施設の取扱いについて	・・・	33
4	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	・・・	34
5	農業委員会の取扱いについて	・・・	35
6	地方税の取扱いについて	・・・	36
7	一般職の職員の身分の取扱いについて	・・・	36
8	特別職の身分の取扱いについて	・・・	37
9	行政組織機構の取扱いについて	・・・	37
10	一部事務組合等の取扱いについて	・・・	38
11	使用料・手数料等の取扱いについて	・・・	39
12	公共的団体等の取扱いについて	・・・	40
13	各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて	・・・	41
14	町字名の取扱いについて	・・・	42
15	慣行の取扱いについて	・・・	42

合併に関する基本的な項目

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
1	合併の方式について	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	安芸郡音戸町，安芸郡倉橋町を廃し，その区域を呉市に編入することとする。（編入合併）
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	安芸郡蒲刈町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	豊田郡安浦町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊田郡豊浜町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊田郡豊町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
2	合併の時期について	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第7回（H15.7.14）	合併の期日は，平成17年3月頃を目標とすることとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	合併の期日は，平成17年3月を目標とする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	合併の期日は，平成17年3月を目標とする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	合併の期日は，平成17年3月を目標とする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	合併の期日は，平成17年3月を目標とする。
3	財産及び公の施設の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町，倉橋町の財産は，基本的にすべて呉市に引き継ぐこととする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
4	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第7回（H15.7.14）	合併特例法の定数特例を採用し、合併後、呉市の議会の議員の残任期間に限り、新たに音戸選挙区（定数3人）、倉橋選挙区（定数1人）を設け、増員選挙を実施することとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第5回（H15.8.11）	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、安浦町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、豊浜町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第5回（H15.8.25）	議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、豊町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
5	農業委員会の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	<p>音戸町及び倉橋町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合することとする。</p> <p>合併特例法の規定により、音戸町及び倉橋町農業委員会の選挙による委員は、各市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任することとする。</p> <p>音戸町及び倉橋町の選挙による委員の数が、各市町の長が別に協議して定めた数（音戸町4人・倉橋町6人）を超える場合は、各町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めることとする。</p>
呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）		<p>蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により、蒲刈町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>蒲刈町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数（4人）を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p>	
呉市・安浦町合併問題協議会 第5回（H15.8.11）		<p>安浦町農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により、安浦町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>安浦町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p> <p>「市町の長が別に協議して定めた数」の決め方については、平成16年3月31日現在の市町の農業委員会選挙人名簿登載数を基に案分調整を図るものとする。</p>	
呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）		<p>豊浜町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により、豊浜町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>豊浜町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数（3人）を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p>	
呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）		<p>豊町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により、豊町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>豊町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p>	

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
6	地方税の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	地方税は，呉市の制度に統一することとする。 ただし，各市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条の規定を適用し，合併する日が属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	地方税は，呉市の制度に統一する。 ただし，両市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	地方税は，呉市の制度に統一する。 ただし，両市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	地方税は，呉市の制度に統一する。 ただし，両市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	地方税は，呉市の制度に統一する。 ただし，両市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
7	一般職の職員の身分の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町及び倉橋町の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐこととする。 ただし，職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし，その細目は，各市町の長が別に協議して定めることとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
8	特別職の身分の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町及び倉橋町の特別職の身分の取扱いについては、各市町の長が別に協議して定めることとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めることとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めることとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めることとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めることとする。
9	行政組織機構の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町及び倉橋町役場は「支所」とすることとする。 ただし、支所等の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 音戸町及び倉橋町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により両町と協議することとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町役場は支所とする。 ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 蒲刈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 安浦町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町役場は、支所とする。 ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 豊浜町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 豊町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
10	一部事務組合等の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町，倉橋町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退することとする。 音戸町倉橋町広域行政組合については，合併の日の前日をもって解散することとする。 江能広域事務組合については，江能4町の合併の動向に配慮しながら，共同事務等の取扱いについて協議することとする。 江能倉橋島地域振興協議会については，今後の合併の状況を考慮しながら，整備施設等の取扱いについて関係町と協議することとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。 ただし，安芸南部衛生組合については，合併の日の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。 ただし，芸南衛生組合については，合併の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。 ただし，芸予衛生組合については，新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。 ただし，芸予衛生組合については，新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
11	使用料・手数料等の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	<p>使用料は、呉市の制度に統一することとする。</p> <p>ただし、コミュニティ・保健福祉及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>水道料金（簡易水道を含む）や下水道（集落排水を含む）使用料については、各町の整備計画及び事業進ちょく状況、財政計画等を総合的に判断し、協議・調整を図っていくこととする。</p> <p>手数料は、呉市の制度に統一することとする。</p>
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	<p>使用料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし、コミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>手数料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>水道料金（簡易水道事業）や下水道使用料については、町の整備計画、事業進捗状況及び財政計画等を総合的に判断し、調整を図っていくこととする。</p>
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	<p>使用料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし、コミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>手数料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>水道料金及び下水道使用料（集落排水を含む）については、町の整備計画、事業進捗状況及び財政計画等を総合的に判断し、調整を図っていくこととする。</p>
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	<p>使用料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし、コミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>手数料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>水道料金（簡易水道事業）や下水道使用料（集落排水事業）については、町の整備計画及び事業進捗状況、財政計画等を総合的に判断し、協議・調整を図っていくこととする。</p>
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	<p>使用料は、呉市制度に統一する。</p> <p>ただし、コミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>手数料は、呉市の制度に統一する。</p> <p>水道料金（簡易水道事業）及び集落排水使用料については、町の整備計画、事業進捗状況及び財政計画等を総合的に判断し、協議・調整を図っていくこととする。</p>

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
12	公共的団体等の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。 (1) 各市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
13	各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、それぞれ過去の経緯や実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。 各市町に共通している同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。 各市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面的に、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面的に、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面的に、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面的に、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

	合併協議事項	確認年月日	調整方針（確認事項）
14	町字名の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	音戸町・倉橋町の町字名については、両町の意向を尊重し、決めていくこととする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	蒲刈町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	安浦町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	豊浜町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	豊町の町字名については、町の意向を尊重し、決定する。
15	慣行の取扱いについて	呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会 第4回（H14.12.2）	市町民憲章，市町の歌，花，木，行事等の各種慣行については，地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら，新市の一体性の確保という観点から，その取扱いについて協議することとする。
		呉市・蒲刈町合併問題協議会 第4回（H15.7.9）	市町民憲章，花，木，行事等の各種慣行については，地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら，新市の一体性の確保という観点から，その取扱いについて協議することとする。
		呉市・安浦町合併問題協議会 第4回（H15.7.25）	市町民憲章，花，木，行事等の各種慣行については，地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら，新市の一体性の確保という観点から，その取扱いについて協議することとする。
		呉市・豊浜町合併問題協議会 第4回（H15.7.22）	市町民憲章，花，木，行事等の各種慣行については，地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら，新市の一体性の確保という観点から，その取扱いについて協議することとする。
		呉市・豊町合併問題協議会 第4回（H15.7.24）	市町民憲章，花，木，行事等の各種慣行については，地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら，新市の一体性の確保という観点から，その取扱いについて協議することとする。

第 1 回 合 併 協 議 会 議 案

- 議案第 1 号 平成 1 5 年度呉市・音戸町合併協議会予算・・・P 1
について
- 議案第 2 号 平成 1 5 年度呉市・倉橋町合併協議会予算・・・P 5
について
- 議案第 3 号 平成 1 5 年度呉市・蒲刈町合併協議会予算・・・P 9
について
- 議案第 4 号 平成 1 5 年度呉市・安浦町合併協議会予算・・・P 1 3
について
- 議案第 5 号 平成 1 5 年度呉市・豊浜町合併協議会予算・・・P 1 7
について
- 議案第 6 号 平成 1 5 年度呉市・豊町合併協議会予算・・・P 2 1
について
- 議案第 7 号 合併協議会運営規程について・・・P 2 5

議案第1号 平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算について

平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算

平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負 担 金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 音戸町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第2号 平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算について

平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算

平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負 担 金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 倉橋町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第3号 平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算について

平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算

平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負 担 金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 蒲刈町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第4号 平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算について

平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算

平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負 担 金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 安浦町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第5号 平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算について

平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算

平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負担金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 豊浜町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第6号 平成15年度呉市・豊町合併協議会予算について

平成15年度呉市・豊町合併協議会予算

平成15年度呉市・豊町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,400
	1 負 担 金	2,400
2 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,401

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 協 議 会 費		2,201
	1 協 議 会 費	2,201
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		2,401

平成 1 5 年度呉市・豊町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	予算額
1 分担金及び負担金	2,400
2 諸収入	1
合計	2,401

歳出 (単位：千円)

款	予算額
1 協議会費	2,201
2 予備費	200
合計	2,401

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400		2,400	
1 負担金	2,400	1 市町負担金	2,400	呉 市 400 豊 町 2,000
2 諸収入	1		1	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	1 歳計現金預金利子	1	
歳 入 合 計	2,401			

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201		2,201	
1 協議会費	2,201	1 報酬	642	協議会委員報酬
		9 旅費	9	普通旅費
		11 需用費	25	事務用品，会議費用等
		12 役務費	10	通信運搬費等
		13 委託料	1,345	会議録作成業務等
		14 使用料及び 賃借料	170	会議会場使用料
2 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
1 予備費	200		200	
歳 出 合 計	2,401			

議案第7号 合併協議会運営規程について

合併協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・音戸町合併協議会規約第11条第3項、呉市・倉橋町合併協議会規約第11条第3項、呉市・蒲刈町合併協議会規約第11条第3項、呉市・安浦町合併協議会規約第11条第3項、呉市・豊浜町合併協議会規約第11条第3項及び呉市・豊町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、当該各合併協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動を行ってはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、会長の許可を得なけ

ればならない。

（関係者の出席）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年9月26日から施行する。

第 1 回 合併協議会 協議事項

協議第 1 号	法定協議会での協議事項について	・・・	P 1
協議第 2 号	今後のスケジュールについて	・・・	P 2
協議第 3 号	合併の方式	・・・	P 3
協議第 4 号	合併の時期	・・・	P 5
協議第 5 号	財産及び公の施設の取扱い	・・・	P 6
協議第 6 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	・・・	P 7
協議第 7 号	農業委員会の取扱い	・・・	P 8
協議第 8 号	地方税の取扱い	・・・	P 10
協議第 9 号	一般職の職員の身分の取扱い	・・・	P 11
協議第 10 号	特別職の身分の取扱い	・・・	P 12
協議第 11 号	行政組織機構の取扱い	・・・	P 13
協議第 12 号	一部事務組合等の取扱い	・・・	P 14
協議第 13 号	使用料・手数料等の取扱い	・・・	P 16
協議第 14 号	公共的団体等の取扱い	・・・	P 17
協議第 15 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	・・・	P 18
協議第 16 号	町字名の取扱い	・・・	P 19
協議第 17 号	慣行の取扱い	・・・	P 20

(参考資料)

資料 1	任意協議会と法定協議会について	・・・	P 21
資料 2	「市町村の合併の特例に関する法律 (合併特例法)」(昭和 40 年法律第 6 号) の概要	・・・	P 22
資料 3	合併形態による相違点	・・・	P 27
資料 4	市町村合併の手続きの概要	・・・	P 28
資料 5	市町行政機構図	・・・	P 29
資料 6	各市町の主な公共的団体等	・・・	P 37

協議第1号 法定協議会での協議事項について

法定協議会での協議事項（案）

項目 番号	協議事項	内 容
1	合併の方式	合併の形態
2	合併の時期	合併の期日
3	財産及び公の施設の取扱い	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など
4	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期
5	農業委員会の取扱い	委員の定数及び任期
6	地方税の取扱い	個人住民税，法人住民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税など
7	一般職の職員の身分の取扱い	町職員の身分
8	特別職の身分の取扱い	特別職（町長，助役，収入役，教育長），行政委員会など
9	行政組織機構の取扱い	行政組織，機構
10	一部事務組合等の取扱い	音戸町倉橋町広域行政組合，江能広域事務組合，江能倉橋島地域振興協議会，安芸南部衛生組合，芸南衛生組合，芸予衛生組合，豊田地方税整理組合，呉広域行政事務組合，広島県市町村職員退職手当組合，その他協議会など
11	使用料・手数料等の取扱い	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道使用料など
12	公共的団体等の取扱い	音戸町土地開発公社，（財）倉橋まちづくり公社，蒲刈町土地開発公社，安浦町土地開発公社，（財）安浦町生涯学習振興財団，自治会連合会，納税貯蓄組合，社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，文化協会，体育協会など
13	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	自治会連合会，老人クラブ連合会，女性会，子ども会等補助金など
14	町字名の取扱い	町字名の調整
15	慣行の取扱い	町章，町旗，町民憲章，町の花木，鳥，各種行事など
16	各種事務事業の取扱い	
	福祉制度	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など
	介護保険事業	保険料，給付・提供サービス内容など
	国民健康保険事業	賦課方式，料（税）率，給付・事業内容など
	保健・医療制度	各種保健事業，予防，救急医療など
	環境事業	し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，火葬場など
	商工業・観光の振興	振興事業，助成・融資事業，広域観光など
	農林水産業の振興	基盤整備，振興事業など
	まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，都市計画，港湾など
	教育・文化・スポーツ	幼児・学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など
	人権行政の取扱い	人権政策・啓発，男女共同参画施策など
	コミュニティの振興	自治組織，広報・広聴活動，相談事業など
	水道事業	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など
	下水道事業	使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など
	消防・防災体制整備	消防団組織，防災対策，交通安全対策など
	町独自事業	
17	市町村建設計画	合併後のまちづくりビジョン作成

法定協議会のスケジュール(案)

年月日	内 容
〔平成15年〕	
7月29日	豊浜町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
8月25日	安浦町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月8日	音戸町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月9日	倉橋町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月10日	蒲刈町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月10日	豊町議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月17日	呉市議会において合併協議会(法定)設置議案可決
9月18日	合併協議会(法定)設置に関する協議書を締結
	呉市・音戸町合併協議会(法定)設置
	呉市・倉橋町合併協議会(法定)設置
	呉市・蒲刈町合併協議会(法定)設置
	呉市・安浦町合併協議会(法定)設置
	呉市・豊浜町合併協議会(法定)設置
	呉市・豊町合併協議会(法定)設置
9月26日	第1回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議会規約・財務規程等について報告 ・ 平成15年度合併協議会予算及び運営規程について審議・決定 ・ 合併協議会での協議事項(合併協定項目)について協議・確認 ・ 今後のスケジュールについて協議・確認 ・ 次回協議事項(基本15項目)の提案(項目番号1~15)
10月23日	第2回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項(基本15項目)について協議・確認(項目番号1~15, 公共料金関係を除く) ・ 協議事項(建設計画素案)の提案・確認(項目番号17)
11月28日	第3回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回協議事項(各種事務事業)の提案(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 次回協議事項(建設計画)の提案(項目番号17, 主要事業・財政計画を除く)
12月25日	第4回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度合併協議会予算の審議・決定 ・ 協議事項(各種事務事業)について協議・確認(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 協議事項(建設計画)の協議・確認(項目番号17, 主要事業・財政計画を除く) ・ 次回協議事項(各種事務事業)の提案(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 次回協議事項(建設計画)の提案(項目番号17, まちづくり計画)
〔平成16年〕	
1月23日	第5回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項(各種事務事業)について協議・確認(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 協議事項(建設計画)について協議・確認(項目番号17, まちづくり計画) ・ 協議事項(建設計画)の提案・確認(項目番号17, 財政計画) ・ 次回協議事項(各種事務事業)の提案(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 次回協議事項(公共料金関係)の提案 (水道料金・下水道使用料・保育料・介護保険料・国民健康保険料〔税〕)
2月20日	第6回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項(各種事務事業)について協議・確認(項目番号16 ~ , 公共料金関係を除く) ・ 協議事項(公共料金関係)について協議・確認 (水道料金・下水道使用料・保育料・介護保険料・国民健康保険料〔税〕) ・ 協議事項(建設計画)について提案・確認 (項目番号17, 完成版の最終確認後, 県知事に正式協議)
4月	第7回合併協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項(建設計画)について提案・確認(項目番号17, 県知事回答を受け, 建設計画確認) ・ 合併協定書について最終確認
5月	合併協定調印式
6月	市町議会議決 県知事へ合併申請
9月	広島県議会議決 広島県知事の決定と総務大臣への届出
11月頃	総務大臣合併告示
〔平成17年〕	
3月	<u>呉市・6町合併施行(目標)</u> 呉市・6町合併記念式典

呉市・音戸町合併協議会

呉市・倉橋町合併協議会

呉市・蒲刈町合併協議会

呉市・安浦町合併協議会

呉市・豊浜町合併協議会

呉市・豊町合併協議会

合 同 会 議

開 催 予 定 に つ い て

第1回	平成15年 9月26日(金)	13:30	シティプラザカンコー
第2回	平成15年10月23日(木)	13:30	シティプラザカンコー
第3回	平成15年11月28日(金)	13:00	呉阪急ホテル
第4回	平成15年12月25日(木)	13:30	シティプラザカンコー
第5回	平成16年 1月23日(金)	13:30	シティプラザカンコー
第6回	平成16年 2月20日(金)	13:30	シティプラザカンコー

合併に関する基本的な項目

協議第3号

1 合併の方式

内	容																																																		
	<p>編入合併又は新設合併。 合併の形態により、市の名称・特別職・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。 地方自治法第7条の市町村の廃置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。</p>																																																		
調整方針（合併協定案）																																																			
	<p>町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併とする。</p>																																																		
市・町の現状及び参考資料																																																			
・人口、世帯及び面積																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 1 2 国調人口</th> <th>H 1 5 . 4 月末 住基人口</th> <th>H 1 5 . 4 月末 住基世帯数</th> <th>面 積 (H14.10.1時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉 市</td> <td>205,382人</td> <td>204,874人</td> <td>89,317世帯</td> <td>155.08 k m²</td> </tr> <tr> <td>川 尻 町</td> <td>10,380人</td> <td>10,260人</td> <td>3,807世帯</td> <td>16.85 k m²</td> </tr> <tr> <td>音 戸 町</td> <td>15,084人</td> <td>15,053人</td> <td>6,153世帯</td> <td>18.73 k m²</td> </tr> <tr> <td>倉 橋 町</td> <td>7,593人</td> <td>7,761人</td> <td>3,324世帯</td> <td>54.44 k m²</td> </tr> <tr> <td>蒲 刈 町</td> <td>2,741人</td> <td>2,692人</td> <td>1,215世帯</td> <td>18.87 k m²</td> </tr> <tr> <td>安 浦 町</td> <td>12,913人</td> <td>12,966人</td> <td>4,859世帯</td> <td>63.53 k m²</td> </tr> <tr> <td>豊 浜 町</td> <td>2,175人</td> <td>2,178人</td> <td>1,069世帯</td> <td>11.65 k m²</td> </tr> <tr> <td>豊 町</td> <td>2,956人</td> <td>2,932人</td> <td>1,349世帯</td> <td>14.08 k m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>259,224人</td> <td>258,716人</td> <td>111,093世帯</td> <td>353.23 k m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>呉市のH 1 2 国調人口及び面積には旧下蒲刈町分を含む 人口：呉市 2 0 3 , 1 5 9 人 + 旧下蒲刈町 2 , 2 2 3 人 面積：呉市 1 4 6 . 3 7 k m² + 旧下蒲刈町 8 . 7 1 k m²</p>		H 1 2 国調人口	H 1 5 . 4 月末 住基人口	H 1 5 . 4 月末 住基世帯数	面 積 (H14.10.1時点)	呉 市	205,382人	204,874人	89,317世帯	155.08 k m ²	川 尻 町	10,380人	10,260人	3,807世帯	16.85 k m ²	音 戸 町	15,084人	15,053人	6,153世帯	18.73 k m ²	倉 橋 町	7,593人	7,761人	3,324世帯	54.44 k m ²	蒲 刈 町	2,741人	2,692人	1,215世帯	18.87 k m ²	安 浦 町	12,913人	12,966人	4,859世帯	63.53 k m ²	豊 浜 町	2,175人	2,178人	1,069世帯	11.65 k m ²	豊 町	2,956人	2,932人	1,349世帯	14.08 k m ²	合 計	259,224人	258,716人	111,093世帯	353.23 k m ²
	H 1 2 国調人口	H 1 5 . 4 月末 住基人口	H 1 5 . 4 月末 住基世帯数	面 積 (H14.10.1時点)																																															
呉 市	205,382人	204,874人	89,317世帯	155.08 k m ²																																															
川 尻 町	10,380人	10,260人	3,807世帯	16.85 k m ²																																															
音 戸 町	15,084人	15,053人	6,153世帯	18.73 k m ²																																															
倉 橋 町	7,593人	7,761人	3,324世帯	54.44 k m ²																																															
蒲 刈 町	2,741人	2,692人	1,215世帯	18.87 k m ²																																															
安 浦 町	12,913人	12,966人	4,859世帯	63.53 k m ²																																															
豊 浜 町	2,175人	2,178人	1,069世帯	11.65 k m ²																																															
豊 町	2,956人	2,932人	1,349世帯	14.08 k m ²																																															
合 計	259,224人	258,716人	111,093世帯	353.23 k m ²																																															
・歴 史																																																			
呉 市	明治 3 5 (1 9 0 2) 年 和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し、市制施行 昭和 3 (1 9 2 8) 年 吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入 昭和 1 6 (1 9 4 1) 年 広村・仁方町を編入 昭和 3 1 (1 9 5 6) 年 天応町・昭和村・郷原村を編入 平成 1 4 (2 0 0 2) 年 市制施行 1 0 0 周年 平成 1 5 (2 0 0 3) 年 下蒲刈町を編入																																																		
音戸町	明治 2 2 (1 8 8 9) 年 町村制の施行により、瀬戸島村及び渡子島村となる 明治 3 9 (1 9 0 6) 年 瀬戸島村に町制を施行し、音戸町と改称 昭和 7 (1 9 3 2) 年 旧音戸町と渡子島村が合併し、現音戸町となる 昭和 3 6 (1 9 6 1) 年 音戸大橋開通 平成 1 4 (2 0 0 2) 年 町制施行 7 0 周年																																																		

倉橋町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，倉橋島村となる</p> <p>昭和 2 7 (1952) 年 倉橋島村に町制を施行し，倉橋町と改称</p> <p>昭和 3 6 (1961) 年 音戸大橋開通</p> <p>昭和 5 0 (1975) 年 鹿島大橋開通</p> <p>平成 1 4 (2002) 年 町制施行 5 0 周年</p>
蒲刈町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，蒲刈島村となる</p> <p>明治 2 4 (1891) 年 蒲刈島村と下蒲刈島村に分離し，それぞれ村制を施行</p> <p>昭和 2 2 (1947) 年 下蒲刈島村から向浦地区が分離し，向村となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 町村合併促進法により上蒲刈島村と向村が合併し現在の蒲刈町となる</p> <p>昭和 5 4 (1979) 年 蒲刈大橋開通</p> <p>平成 9 (1997) 年 役場現在地に新庁舎完成</p> <p>” 町制施行 4 0 周年</p> <p>平成 1 2 (2000) 年 安芸灘大橋開通</p> <p>平成 1 5 (2003) 年 役場庁舎，県民の浜のISO14001認証取得</p>
安浦町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，内海村・三津口村・野路村・中切村・内海跡村の 5 村を設置</p> <p>明治 2 9 (1896) 年 内海村に町制を施行し，内海町と改称</p> <p>大正 1 1 (1922) 年 三津口村に町制を施行し，三津口町と改称</p> <p>昭和 4 (1929) 年 内海跡村が安登村と改称</p> <p>昭和 1 9 (1944) 年 内海町・三津口町・野路村が合併し町制を施行，安浦町となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる</p> <p>昭和 3 3 (1958) 年 安登村を編入（一部川尻町）し，現安浦町となる</p> <p>平成 6 (1994) 年 町制施行 5 0 周年</p>
豊浜町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制施行に伴い，豊島村・大浜村・斎島村が合併し豊浜村となる</p> <p>昭和 4 4 (1969) 年 町制を施行し，豊浜町となる</p> <p>平成 4 (1992) 年 豊浜大橋（4号橋）開通</p>
豊 町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制施行に伴い，久比村と沖友村が合併し久友村となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 合併促進法により，御手洗町・大長村・久友村の 3 町村が合併し，豊町となる</p> <p>平成 4 (1992) 年 豊浜大橋（4号橋）開通</p> <p>平成 6 (1994) 年 御手洗地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される</p> <p>平成 7 (1995) 年 平羅橋（5号橋）・岡村大橋（7号橋）開通</p> <p>平成 1 0 (1998) 年 中の瀬戸大橋（6号橋）開通</p>

別紙資料 2（「市町村の合併の特例に関する法律」の概要）P 2 2

別紙資料 3（合併形態による相違点）P 2 7

協議第4号

2 合併の時期

内 容																																								
合併の期日について、法定協議会において、適時期を決定する。 合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。 合併の効力が発生する総務大臣の告示までには、関係市町の議会及び県議会の議決などが必要となり、かなりの期間を要する。 また、電算システムの統合など、事務準備期間についても、住民生活に混乱を来さないよう、十分に配慮する必要がある。																																								
調整方針（合併協定案）																																								
【各町共通】 合併の期日は、平成17年3月を目標とする。																																								
市・町の現状及び参考資料																																								
・最近の合併市町村 <table border="1"><tbody><tr><td>・H15. 2. 3</td><td>広島県福山市（福山市・内海町・新市町）</td></tr><tr><td>・H15. 3. 1</td><td>広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>山梨県南部町（南部町・富沢町）</td></tr><tr><td>・H15. 4. 1</td><td>広島県呉市（呉市・下蒲刈町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>群馬県神流町（万場町・中里村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>静岡県静岡市（静岡市・清水市）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>福岡県宗像市（宗像市・玄海町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）</td></tr><tr><td>・H15. 4. 2 1</td><td>山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）</td></tr><tr><td>・H15. 5. 1</td><td>岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）</td></tr><tr><td>・H15. 6. 6</td><td>千葉県野田市（野田市・関宿町）</td></tr><tr><td>・H15. 7. 7</td><td>新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）</td></tr><tr><td>・H15. 8. 2 0</td><td>愛知県田原市（田原町・赤羽根町）</td></tr><tr><td>・H15. 9. 1</td><td>長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）</td></tr></tbody></table>	・H15. 2. 3	広島県福山市（福山市・内海町・新市町）	・H15. 3. 1	広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）	・ "	山梨県南部町（南部町・富沢町）	・H15. 4. 1	広島県呉市（呉市・下蒲刈町）	・ "	広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）	・ "	宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）	・ "	群馬県神流町（万場町・中里村）	・ "	山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）	・ "	岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）	・ "	静岡県静岡市（静岡市・清水市）	・ "	香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）	・ "	愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）	・ "	福岡県宗像市（宗像市・玄海町）	・ "	熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）	・H15. 4. 2 1	山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）	・H15. 5. 1	岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）	・H15. 6. 6	千葉県野田市（野田市・関宿町）	・H15. 7. 7	新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）	・H15. 8. 2 0	愛知県田原市（田原町・赤羽根町）	・H15. 9. 1	長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）
・H15. 2. 3	広島県福山市（福山市・内海町・新市町）																																							
・H15. 3. 1	広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）																																							
・ "	山梨県南部町（南部町・富沢町）																																							
・H15. 4. 1	広島県呉市（呉市・下蒲刈町）																																							
・ "	広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）																																							
・ "	宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）																																							
・ "	群馬県神流町（万場町・中里村）																																							
・ "	山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）																																							
・ "	岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）																																							
・ "	静岡県静岡市（静岡市・清水市）																																							
・ "	香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）																																							
・ "	愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）																																							
・ "	福岡県宗像市（宗像市・玄海町）																																							
・ "	熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）																																							
・H15. 4. 2 1	山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）																																							
・H15. 5. 1	岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）																																							
・H15. 6. 6	千葉県野田市（野田市・関宿町）																																							
・H15. 7. 7	新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）																																							
・H15. 8. 2 0	愛知県田原市（田原町・赤羽根町）																																							
・H15. 9. 1	長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）																																							
別紙資料4（市町村の合併の手続の概要）P28																																								

協議第5号

3 財産及び公の施設の取扱い

内		容				
合併後の町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金，財産区有財産等の取扱いについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
・財産及び公の施設の概要（H13決算）						
	土 地	建 物	財政調整基金	減 債 基 金	その他特定目的基金	起 債 残 高
呉 市	9,465,104㎡	707,991㎡	2,866,994千円	673,910千円	1,504,107千円	83,248,760千円
旧下蒲刈町	224,807㎡	30,111㎡	159,645千円	37,138千円	4,488,218千円	4,119,275千円
川 尻 町	5,594,332㎡	51,483㎡	806,195千円	55,281千円	285,662千円	5,717,860千円
音 戸 町	395,009㎡	63,604㎡	1,351,784千円	694,838千円	1,065,744千円	3,941,836千円
倉 橋 町	673,080㎡	47,505㎡	755,828千円	311,656千円	697,960千円	3,958,304千円
蒲 刈 町	207,283㎡	32,906㎡	702,000千円	171,000千円	295,000千円	5,209,336千円
安 浦 町	4,452,541㎡	59,361㎡	638,981千円	293,872千円	832,414千円	6,386,948千円
豊 浜 町	248,720㎡	26,196㎡	213,137千円	25,154千円	294,974千円	3,106,706千円
豊 町	451,485㎡	34,618㎡	432,409千円	192,296千円	1,171,260千円	3,007,796千円
合 計	21,712,361㎡	1,053,775㎡	7,926,973千円	2,455,145千円	10,635,339千円	118,696,821千円

協議第6号

4 議会の議員の定数及び任期の取扱い

内	容																											
<p>議員の定数及び任期について協議する。 合併特例法第6条・第7条に取扱規定あり。 編入合併の場合は、編入される市町村の議員が身分を失うことが原則となっているが、定数特例（選挙区を設けての増員選挙）や在任特例など、合併後の一定期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められている。</p>																												
<h3>調整方針（合併協定案）</h3>																												
<p>議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>音戸町 3人 倉橋町 1人 蒲刈町 1人 安浦町 2人 豊浜町 1人 豊町 1人</p>																												
<h3>市・町の現状及び参考資料</h3>																												
<p>・平成15年5月現在の議員数及び任期（4年間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>呉市</td> <td>34人（自治法上の定数上限38人）</td> <td>～平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>1人（特例法上の特例定数1人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>16人（" 22人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>15人（" 22人）</td> <td>～平成16年4月20日</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>14人（" 18人）</td> <td>～平成17年6月23日</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>10人（" 14人）</td> <td>～平成17年3月29日</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>14人（" 22人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>10人（" 14人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>11人（" 14人）</td> <td>～平成17年3月30日</td> </tr> </table>		呉市	34人（自治法上の定数上限38人）	～平成19年4月30日	旧下蒲刈町	1人（特例法上の特例定数1人）		川尻町	16人（" 22人）	～平成19年4月29日	音戸町	15人（" 22人）	～平成16年4月20日	倉橋町	14人（" 18人）	～平成17年6月23日	蒲刈町	10人（" 14人）	～平成17年3月29日	安浦町	14人（" 22人）	～平成19年4月29日	豊浜町	10人（" 14人）	～平成19年4月29日	豊町	11人（" 14人）	～平成17年3月30日
呉市	34人（自治法上の定数上限38人）	～平成19年4月30日																										
旧下蒲刈町	1人（特例法上の特例定数1人）																											
川尻町	16人（" 22人）	～平成19年4月29日																										
音戸町	15人（" 22人）	～平成16年4月20日																										
倉橋町	14人（" 18人）	～平成17年6月23日																										
蒲刈町	10人（" 14人）	～平成17年3月29日																										
安浦町	14人（" 22人）	～平成19年4月29日																										
豊浜町	10人（" 14人）	～平成19年4月29日																										
豊町	11人（" 14人）	～平成17年3月30日																										
<p>・定数特例を採用した場合の増員数</p> <p>増員数 = 呉市条例定数34人 × (町12年国調人口 / 呉市12年国調人口)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>音戸町</td> <td>$34 \times (15,084 / 203,159)$</td> <td>2.5</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>$34 \times (7,593 / 203,159)$</td> <td>1.2</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>$34 \times (2,741 / 203,159)$</td> <td>0.4</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>$34 \times (12,913 / 203,159)$</td> <td>2.1</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>$34 \times (2,175 / 203,159)$</td> <td>0.3</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>$34 \times (2,956 / 203,159)$</td> <td>0.4</td> <td>1人</td> </tr> </table>		音戸町	$34 \times (15,084 / 203,159)$	2.5	3人	倉橋町	$34 \times (7,593 / 203,159)$	1.2	1人	蒲刈町	$34 \times (2,741 / 203,159)$	0.4	1人	安浦町	$34 \times (12,913 / 203,159)$	2.1	2人	豊浜町	$34 \times (2,175 / 203,159)$	0.3	1人	豊町	$34 \times (2,956 / 203,159)$	0.4	1人			
音戸町	$34 \times (15,084 / 203,159)$	2.5	3人																									
倉橋町	$34 \times (7,593 / 203,159)$	1.2	1人																									
蒲刈町	$34 \times (2,741 / 203,159)$	0.4	1人																									
安浦町	$34 \times (12,913 / 203,159)$	2.1	2人																									
豊浜町	$34 \times (2,175 / 203,159)$	0.3	1人																									
豊町	$34 \times (2,956 / 203,159)$	0.4	1人																									
<p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>$34 \times (2,223 / 203,159)$</td> <td>0.3</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>$34 \times (10,380 / 203,159)$</td> <td>1.7</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">8町定数特例数計 12人</p>		旧下蒲刈町	$34 \times (2,223 / 203,159)$	0.3	1人	川尻町	$34 \times (10,380 / 203,159)$	1.7	2人																			
旧下蒲刈町	$34 \times (2,223 / 203,159)$	0.3	1人																									
川尻町	$34 \times (10,380 / 203,159)$	1.7	2人																									

協議第7号

5 農業委員会の取扱い

内 容																												
<p>委員の定数及び任期について協議する。</p> <p>合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。</p> <p>編入合併では、編入される市町村の委員が身分を失うこととなっているが、委員の定数や任期等に関しては、合併特例法及び農業委員会等に関する法律に、選挙による委員の在任特例など特例措置が定められている。</p>																												
調整方針（合併協定案）																												
<p>町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>合併特例法の規定により、町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任することとする。</p> <p>町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めることとする。</p>																												
市・町の現状及び参考資料																												
<p>・平成15年3月31日現在の選挙人名簿登載数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td>3,436人</td> </tr> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>953人</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>376人</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>818人</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>1,356人</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>829人</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>1,557人</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>568人</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>832人</td> </tr> </tbody> </table>		呉市	3,436人	旧下蒲刈町	953人	川尻町	376人	音戸町	818人	倉橋町	1,356人	蒲刈町	829人	安浦町	1,557人	豊浜町	568人	豊町	832人									
呉市	3,436人																											
旧下蒲刈町	953人																											
川尻町	376人																											
音戸町	818人																											
倉橋町	1,356人																											
蒲刈町	829人																											
安浦町	1,557人																											
豊浜町	568人																											
豊町	832人																											
<p>・平成15年5月現在の委員数及び任期（3年間）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td>21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）</td> <td>～平成17年7月31日</td> </tr> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>4人（うち選挙による委員実数4人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）</td> <td>～平成17年3月31日</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）</td> <td>～平成17年3月30日</td> </tr> </tbody> </table>		呉市	21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）	～平成17年7月31日	旧下蒲刈町	4人（うち選挙による委員実数4人）		川尻町	15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	音戸町	16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	倉橋町	18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	蒲刈町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年3月31日	安浦町	21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）	～平成17年7月19日	豊浜町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年7月19日	豊町	15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）	～平成17年3月30日
呉市	21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）	～平成17年7月31日																										
旧下蒲刈町	4人（うち選挙による委員実数4人）																											
川尻町	15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
音戸町	16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
倉橋町	18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
蒲刈町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年3月31日																										
安浦町	21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）	～平成17年7月19日																										
豊浜町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年7月19日																										
豊町	15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）	～平成17年3月30日																										

市町の長が別に協議して定める数の決め方

平成16年1月1日において提出される市町の農業委員会選挙人名簿登載申請者数を基に、選挙委員定数1人当たりの選挙人数により案分する。

町登載者数 / (市登載者数 / 市選挙委員定数)

(参考)平成15年3月31日現在の選挙人名簿登載数により算出した場合

音戸町	818人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人
倉橋町	1,356人 / (3,436人 / 16人)	6.3人	6人
蒲刈町	829人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人
安浦町	1,557人 / (3,436人 / 16人)	7.2人	7人
豊浜町	568人 / (3,436人 / 16人)	2.6人	3人
豊町	832人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人

・平成14年3月31日現在の市町選挙人名簿登載数により算出

旧下蒲刈町	971人 / (3,542人 / 16人)	4.3人	4人
川尻町	385人 / (3,542人 / 16人)	1.7人	2人

協議第 8 号

6 地方税の取扱い

内	容																																													
<p>個人住民税，法人住民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併特例法第 10 条に取扱規定あり。</p> <p>急激な変化への対応措置として，課税している税目が異なる場合や，税目によって税率が違う場合は，合併特例法の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り，不均一課税の特例措置が認められている。</p>																																														
<h3>調整方針（合併協定案）</h3>																																														
<p>【各町共通】</p> <p>地方税は，呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし，市町で税率の異なるものについては，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度は不均一課税を実施する。</p>																																														
<h3>市・町の現状及び参考資料</h3>																																														
<p>・現在の課税状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住民税均等割</th> <th>法人税割</th> <th>固定資産税</th> <th>都市計画税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td>2,500円</td> <td>14.7%</td> <td>1.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> </tbody> </table>			住民税均等割	法人税割	固定資産税	都市計画税	呉市	2,500円	14.7%	1.4%	0.3%	川尻町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	音戸町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	倉橋町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	蒲刈町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	安浦町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	豊浜町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	豊町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし
	住民税均等割	法人税割	固定資産税	都市計画税																																										
呉市	2,500円	14.7%	1.4%	0.3%																																										
川尻町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
音戸町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
倉橋町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
蒲刈町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
安浦町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
豊浜町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
豊町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										

協議第9号

7 一般職の職員の身分の取扱い

内 容									
<p>合併特例法第9条に取扱規定あり。</p> <p>編入される町の一般職の職員は、引き続き新市の職員として身分が保障される。</p>									
調整方針（合併協定案）									
<p>町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。</p>									
市・町の現状及び参考資料									
<p>・市町の一般職員数（平成15年4月1日現在）</p>									
（単位：人）									
	呉市	川尻町	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	計
町長・市長事務部局	1,356	84	148	95	43	99	53	44	1,922
議会事務局	18	2	2	1	1	2	1	2	29
教育委員会事務局・ 教育機関	307	9	16	15	4	11	7	10	379
選挙管理委員会事務局	6	-	(兼)2	1	(兼)1	1	(兼)2	(兼)2	15 (うち兼7)
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査事務局	7	-	(兼)2	1	(兼)1	-	(兼)1	(兼)1	13 (うち兼6)
農業委員会事務局	6	1	(兼)2	1	(兼)1	1	(兼)1	(兼)1	14 (うち兼6)
消防部局	328	-	-	-	-	-	-	-	328
水道部局	200	6	-	-	-	5	-	-	211
交通局	333	-	-	-	-	-	-	-	333
国民宿舎	16	-	-	-	-	-	-	-	16
病院部局	-	-	-	-	-	町長部局であるが 診療所に7人勤務	-	-	-
合 計	2,577	102	166	114	48	119	61	56	3,243

協議第10号

8 特別職の身分の取扱い

内	容
特別職（町長，助役，収入役，教育長），行政委員会等の身分の取扱いについて協議する。 合併特例法に特に取扱規定はない。	
調整方針（合併協定案）	
町の特別職の身分の取扱いについては，市町の長が別に協議して定める。	
市・町の現状及び参考資料	
・各市町長の任期	
呉市長	～平成17年11月18日
川尻町長	～平成19年1月14日
音戸町長	～平成16年4月20日
倉橋町長	～平成16年6月16日
蒲刈町長	～平成16年2月21日
安浦町長	～平成19年7月22日
豊浜町長	～平成19年2月22日
豊町長	～平成16年4月23日

協議第11号

9 行政組織機構の取扱い

内 容
現町役場等の合併後の位置づけや組織体制の在り方等を決めていく必要がある。
調整方針（合併協定案）
町役場は、支所とする。 ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編，見直しを図る。 町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。
市・町の現状及び参考資料
別紙資料5（市町行政機構図・組織図）P 2 9

協議第12号

10 一部事務組合等の取扱い

内	容
	<p>合併後の音戸町倉橋町広域行政組合，江能広域事務組合，江能倉橋島地域振興協議会，安芸南部衛生組合，芸南衛生組合，芸予衛生組合，豊田地方税整理組合，呉広域行政事務組合，広島県市町村職員退職手当組合，その他協議会等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。</p>
調整方針（合併協定案）	
	<p>音戸町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，音戸町倉橋町広域行政組合及び江能広域事務組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p> <p>江能倉橋島地域振興協議会については，今後の合併の状況を考慮しながら，整備施設等の取扱いについて関係町と協議するものとする。</p>

	<p>倉橋町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，音戸町倉橋町広域行政組合及び江能広域事務組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p> <p>江能倉橋島地域振興協議会については，今後の合併の状況を考慮しながら，整備施設等の取扱いについて関係町と協議するものとする。</p>

	<p>蒲刈町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，安芸南部衛生組合については，合併の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。</p>

	<p>安浦町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，芸南衛生組合については，合併の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。</p>

	<p>豊浜町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，芸予衛生組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p>

市・町の現状及び参考資料

音戸町並びに倉橋町独自の一部事務組合として、「音戸町倉橋町広域行政組合（事務局：音戸町内）」がある。音戸町と倉橋町の2町で構成しており、ごみ・し尿処理、明德小・中学校の設置・運営を共同で実施している。音戸町内にごみ処理・保管施設、明德中学校、明德小学校プール施設、倉橋町内に最終処分場、し尿処理施設、明德小学校を持つ。

音戸町、倉橋町は、江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町で構成する「江能広域事務組合」に加入しており、介護保険認定審査業務、斎場の管理運営、消防・救急業務を共同で実施している。

同じく、音戸町、倉橋町は、江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町による「江能倉橋島地域振興協議会」を設置し、障害者福祉施設の整備や高速無線LAN等を活用した広域教育情報ネットワークの構築整備等の事業を推進している。

蒲刈町は呉市と「安芸南部衛生組合」を組織し、ごみ処理及びし尿処理を行っている。収集については、民間業者へ業務委託している。蒲刈町内にはごみの一時保管施設があり、呉市（下蒲刈町）内にはし尿処理施設がある。

安浦町は川尻町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し、業者委託により、し尿処理を行っている。

豊浜町と豊町は、関前村（愛媛県）と「芸予衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに豊町内）し、業者委託により、ごみ処理及びし尿処理を行っている。

協議第13号

11 使用料・手数料等の取扱いについて

内	容
	<p>戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料等の取扱いについて協議する。</p> <p>市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図る必要がある。</p> <p>戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。</p>
調整方針（合併協定案）	
【各町共通】	<p>使用料は，呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし，コミュニティ関係，保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。</p> <p>手数料は，呉市の制度に統一する。</p>

協議第14号

12 公共的団体等の取扱い

内	容
<p>合併後の音戸町土地開発公社、(財)倉橋まちづくり公社、蒲刈町土地開発公社、安浦町土地開発公社、(財)安浦町生涯学習振興財団、自治会連合会、納税貯蓄組合、社会福祉協議会、商工会、漁業協同組合、女性会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併特例法第16条第8項に、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等（農協、漁協、商工会、女性会等）は、市町の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と努力義務が定められている。</p>	
調整方針（合併協定案）	
<p>【各町共通】</p> <p>公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p>	
市・町の現状及び参考資料	
別紙資料6（各市町の主な公共的団体等）P37	

協議第15号

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

内 容
<p>合併後の自治会連合会，納税貯蓄組合，女性連合会，老人クラブ連合会，子ども会連合会等補助金等の取扱いについて協議する。</p> <p>各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に当たって制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮し，その必要性や効果，さらに財政状況等に配慮しつつ，その取扱いについて検討していく必要がある。</p>
調整方針（合併協定案）
<p>【各町共通】</p> <p>各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。</p>

協議第16号

14 町字名の取扱い

内	容
	<p>合併後の町字名の調整について協議する。</p> <p>町名及び字名は，地域の歴史や文化がしみ込んだ，住民に大変愛着が深いものであり，町の意向を尊重して決めていくことになる。</p> <p>一般的には，合併後も従来どおり存続させる事例が多い。</p>
	調整方針（合併協定案）
	<p>町の町字名については，町の意向を尊重し，決定する。</p>
	市・町の現状及び参考資料
・音戸町の区・区域の名称	坪井，引地，鱒浜，北隠渡，南隠渡，高須，波多見，畑，有清，先奥，藤脇，早瀬，田原，渡子
・倉橋町の区・区域の名称（住居表示なし）	オノ木，松原，上河内，小林，石原，尾曾郷，須川，西宇土，大向，重生，灘，宇和木，釣士田，長谷，尾立，室尾西，室尾東，大迫，海越，鹿老渡，鹿島上，鹿島中，鹿島下
・蒲刈町の区・区域の名称（住居表示なし）	大浦，田戸，宮盛，向
・安浦町の区・区域の名称	内海，三津口，安登，中切，女子畑，原畑，赤向坂，下垣内，内平，中畑 平成14年度で安登地区（一部の地域を除く）の住居表示実施 安登東，安登西，中央ハイツ 平成15年度で内海・三津口地区（それぞれ一部の地域を除く）の住居表示を実施予定 中央，中央北，三津口，水尻
・豊浜町の区・区域の名称（住居表示なし）	豊島，大浜，斎島
・豊町の区・区域の名称（住居表示なし）	大長，沖友，久比，御手洗

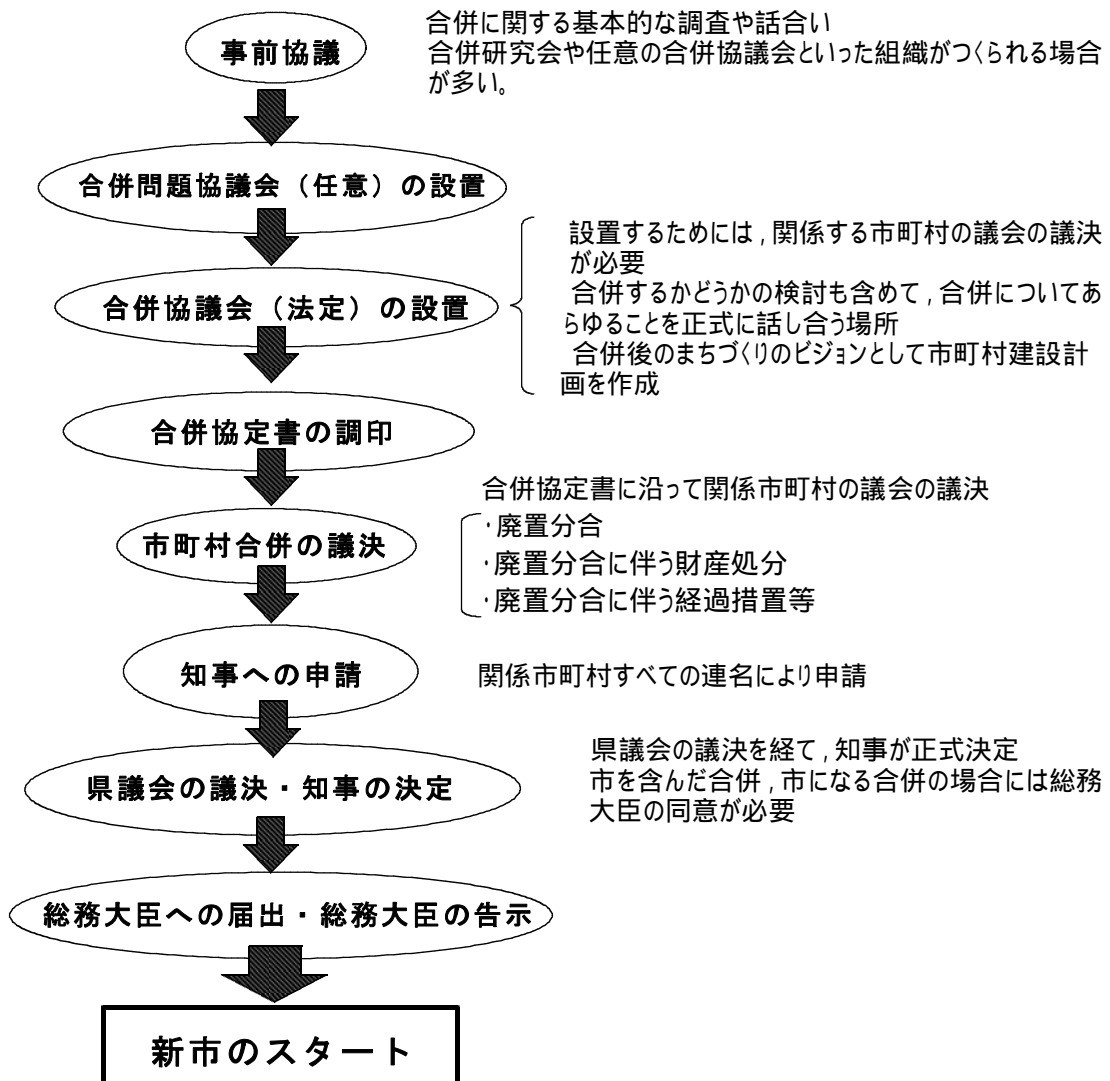
協議第17号

15 慣行の取扱い

内	容
	<p>合併後の町章，町旗，町民憲章，町の花木，鳥，各種行事等の取扱いについて協議する。</p> <p>各種慣行については，地域の伝統文化との結びつきが強く，しっかり受け継いでいくべきものであるが，新市の一体性の確保という観点から，統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。</p>
調整方針（合併協定案）	
【各町共通】	慣行の取扱いについては，原則として呉市の制度に統一する。
市・町の現状及び参考資料	
	呉市では，市徽章，記念日（10/1），市歌，市民憲章，市民の花「つばき」，市民の木「かし」を制定し，又は議決している。
	----- 音戸町では，町章，町旗，町憲章を条例により定めている。 また，条例では定めていないが，町の花「さつき」，町の木「やまもも」がある。
	----- 倉橋町では，町章，町民憲章，町の花「やまざくら」，町の木「ねず」，町の鳥「うぐいす」を条例により定めている。
	----- 蒲刈町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「みかん」，町の木「みかん」を定めている。
	----- 安浦町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「サツキ」，町の木「ヤマモモ」を定めている。
	----- 豊浜町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「レモン」，町の木「ホルトノキ」，町の鳥「あび」を定めている。
	----- 豊町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「みかん」，町の木「みかん」を定めている。

任意協議会と法定協議会

区 分	任 意 協 議 会	法 定 協 議 会
根 拠 法 令	なし	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条
議 会 手 続 き	なし	議会の議決が設置要件
県 へ の 手 続 き	なし	県知事への設置の届出
法 人 格	なし	なし
役 割	合併問題に関する調査検討 行政内容の比較検討 住民啓発及び機運醸成	市町村建設計画の作成 合併協定項目に関する協議等
構 成 メ ン バ ー	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者



「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」

(昭和40年法律第6号)の概要

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例 (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする(連たん要件等の人口以外の要件は必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会 (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例 (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)
合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)
- 2) 在任特例を活用する場合
合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

- 1) 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)
増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
定数増: $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$
増員選挙による任期: 編入先の市町村の議員の残任期間
- 2) 在任特例を活用する場合
編入先の議員の任期まで在任が可能
さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例 (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い** (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2)

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

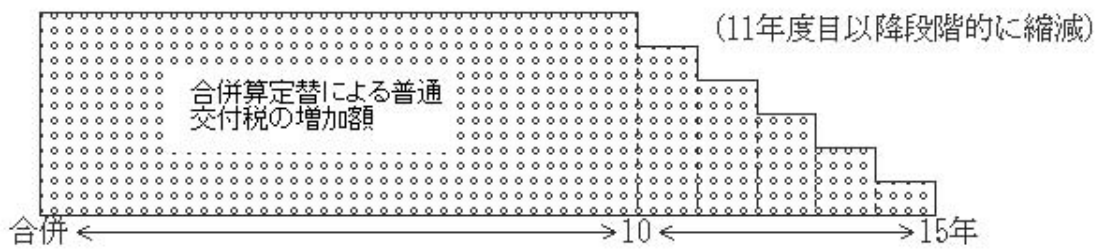
12 **地方税に関する特例** (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 **地方交付税の額の算定の特例** (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



14 **地方債の特例等** (第 11 条の 2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第 13 条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 **流域下水道に関する特例** (第 14 条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第 15 条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 **国、都道府県等の協力等** (第 16 条)

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
- (2) 都道府県の責務
- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
 - 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
 - 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告** (第 16 条の 2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例** (第 17 条)

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項)を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則** (第 18 条、第 19 条)

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

[参考] **過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)(平成 12 年法律第 15 号)上の合併特例**(平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

市町村の合併があった場合の特例 (過疎法第 33 条第 2 項)

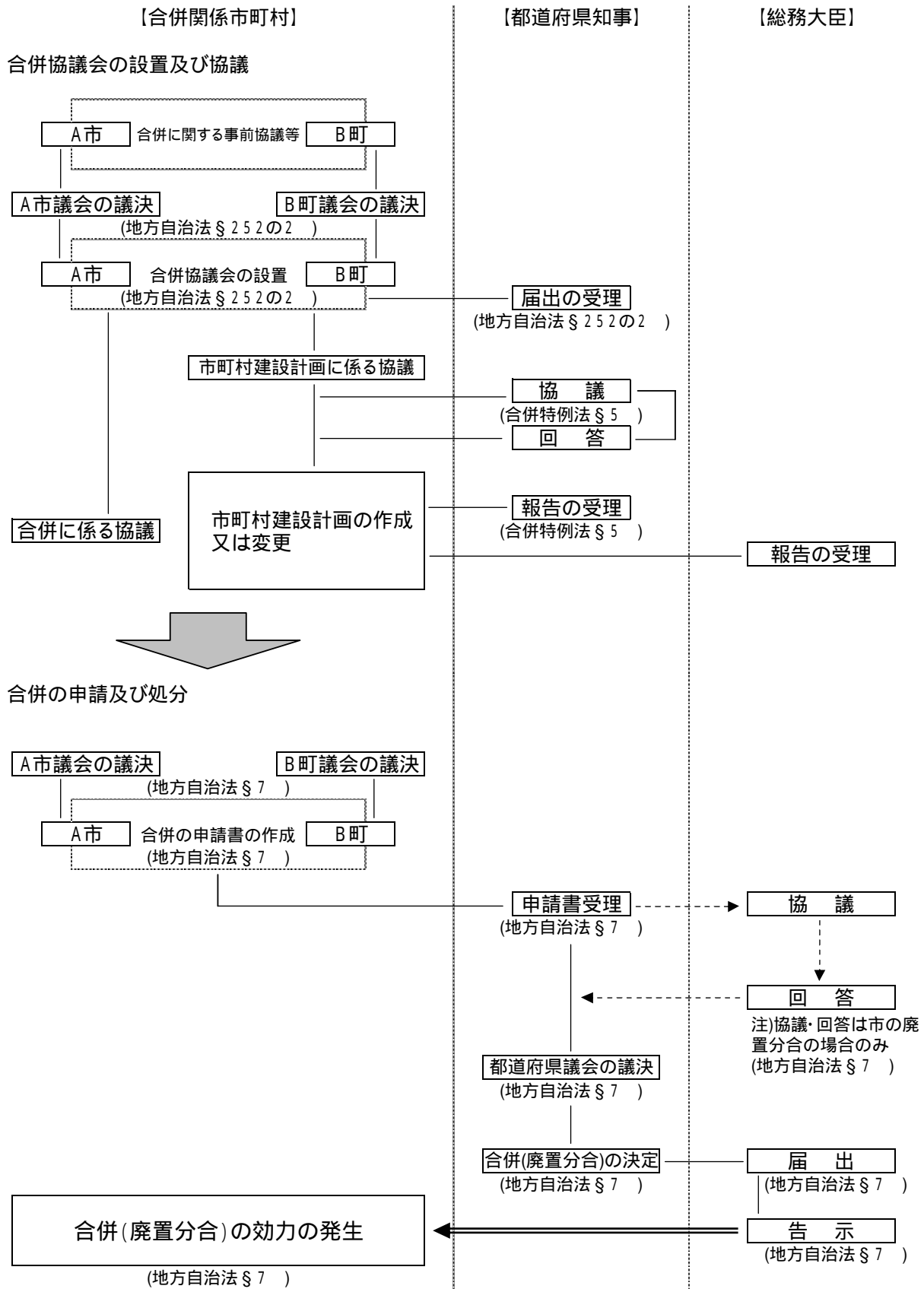
過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

合併形態による相違点

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は身分を失う。(地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ、任期は編入する市町村の議員の残任期間)	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙(設置選挙)を行い、新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	(定数特例) 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について、人口に応じ、合併市町村の議員定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 (在任特例) 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について、編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合、合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	(定数特例) 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 (在任特例) 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は、全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い、編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い、選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。(新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。)
一般職の職員		編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し、全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

(注) 農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

市町村合併の手続きの概要



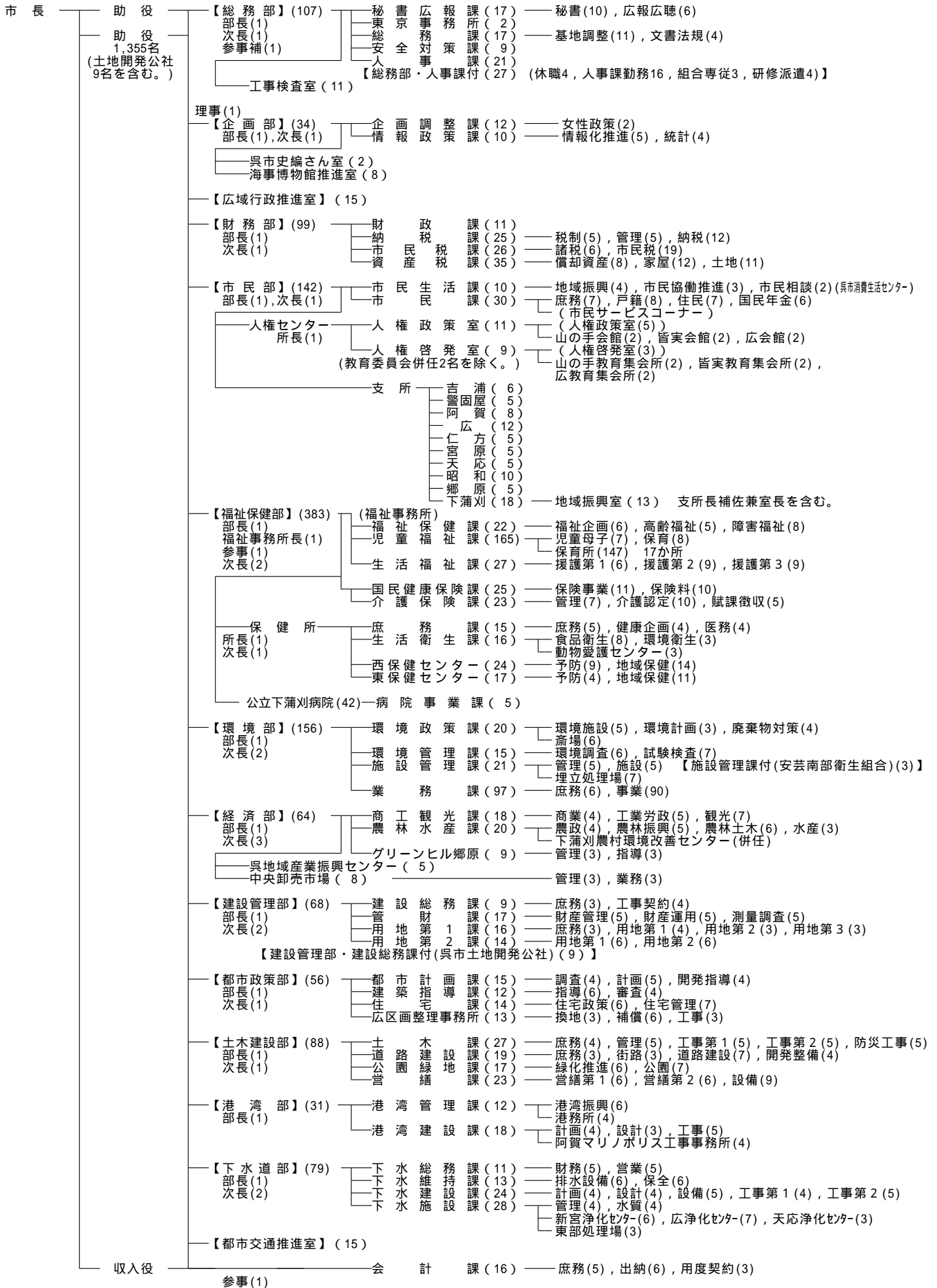
呉市行政機構図

・市長事務部局

平成15年4月1日

(14部/8部課中間組織/51課/133係(10支所, 17保育所は除く。))

()は、再任用職員を除く正規職員数
課等の職員数は、課長兼務の次長・参事補を含む。係の職員数は、単独設置の主幹及び課長補佐を除く。



・消防
(2部3課1室25係)
【消防局】(328)

消防長(1), 次長(1)

総務課(10) — 庶務(2), 企画広報(2), 経理(3), 消防団(2)
 消防課(9) — 警防(2), 救急救助(2), 調査(2), 装備(2)
 通信指令室(13) — 通信第1(6), 通信第2(6)
 予防課(8) — 予防(2), 危険物(2), 指導(3)
 【総務課付(7) (消防学校入校3, 研修派遣2, 総務課勤務2)】

西消防署(126)
署長(1), 副署長(1)

庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(4), 査察(4)

東消防署(152)
署長(1), 副署長(1)

庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(4), 査察(4)

防災センター(1)

・水道事業
(2部6課24係)
【水道局】(200)

水道企業管理者

【業務部】(62)
部長(1)
次長(1)

総務課(19) — 総務(5), 企画調整(5), 職員(5), 管財(3)
 警防課(15) — 経理(9), 資材(5)
 営業課(26) — 業務(4), 相談(4), 料金(17)

【工務部】(138)
部長(1)

工務課(29) — 庶務(4), 計画(7), 管路情報(3), 建設(14)
 配水課(41) — 事務(4), 維持(27), 給水装置(9)
 浄水課(67) — 施設管理(5), 電機(6)
 平原浄水場(13), 宮原浄水場(16), 本庄浄水場(13), 三永水源地(2), 二級水源地(3), 水質試験所(8)

・交通事業
(1室6課15係5所)
【交通局】(333)

交通企業管理者
次長(1)
参事(1)

総務課(7) — 総務広報(2), 人事(4)
 経営課(9) — 経営企画(4), 契約用度(3), 精算(1)
 営業課(7) — 貸切観光(3), 案内乗車券(2)
 整備課(19) — 整備(11), 警固屋整備(3), 東整備(4)

輸送対策室

輸送計画課(9) — 事業計画(3), 路線計画(5)
 輸送管理課(280) — 輸送管理(2), 教習(2), 事故対策(3)

警固屋営業所(72) — 江能出張所(12)
 東営業所(106) — 中央出張所(30)
 昭和営業所(52)

・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(16)

・議会
(2課3係)

事務局(18)
局長(1)

庶務課(8) — 庶務(7)
 議事課(9) — 議事(5), 調査記録(3)

・教育委員会
(2部6課12係)
【事務局】(307)
(教育長)
理事(1)

【教育総務部】(134)
部長(1)
次長(2)

総務課(7) — 総務(5)
 生涯学習課(13) — 社会教育(5), 家庭教育(4), 文化(3)
 管理課(10) — 経理(3), 施設(5)
 スポーツ振興課(10) — スポーツ振興(8)

公民館 — 中央(5), 阿部(1), 昭和東(2), 昭和(5), 郷原(1), 天応(1), 吉浦(1), 仁方(1), 広川(1), 二川(2), 宮原(2), 警固屋(2), 下蒲刈(2)

文化フロア(4)
 中央図書館(16) — 図書(8), 広図書館(2), 昭和図書館(2)

美術館(6)
 入船山記念館(2)
 広青年教育センター(3) — 大空山青年の家(2), 野外活動センター(兼務), 視聴覚ライブラリー(兼務), 管理運営(5)

文化ホール(7)
 蘭島文化振興施設(24)
 総合体育館(オーアリーナ)(3)
 体育館(兼務), 大空山体育館(兼務), 昭和体育館(兼務), 警固屋体育館(兼務), 下蒲刈体育館(兼務), スポーツ会館(兼務), 広武道場(兼務), 温水プール(1)

【学校教育部】(31)
部長(兼務)
次長(1)
参事補(1)

学校教育課(19) — 庶務(4), 教職員(3), 教育指導(8)
 (人権啓発室併任2名を含む。)
 学校安全課(10) — 保健給食(4), 生徒指導(4)
 青少年指導センター(兼務)

小学校(39校)(81)
 中学校(20校)(16)
 高等学校(1校)(44)

・選挙管理委員会

事務局(6) — 選挙(4)
局長(1)

・監査委員

事務局(7)
局長(1)

・農業委員会

事務局(6) — 農地営農(4)
局長(1)

・公平委員会

事務局(併任)

・固定資産評価審査委員会

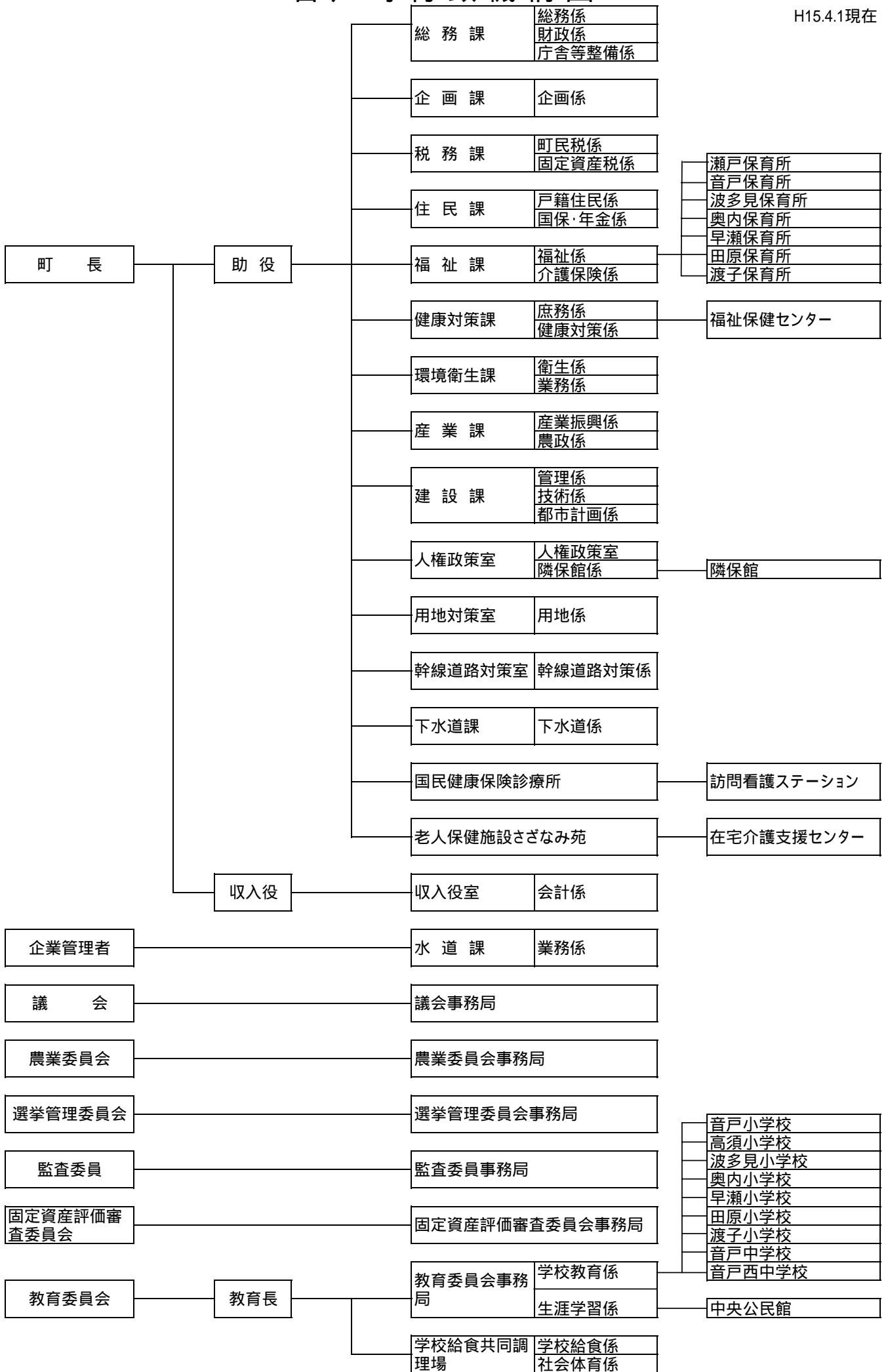
平成15年4月1日現在職員数等 (単位:人)

区分	職員定数	職員現員数	再任用職員数
市長事務局の職員	1,400	1,355	5
消防局の職員	338	328	0
水道局の職員	270	200	1
交通局の職員	520	333	0
国民宿舎事務局の職員	75	16	0
議会事務局の職員	21	18	0
教育委員会事務局の職員	377	307	7
選挙管理委員会事務局の職員	10	6	0
監査事務局の職員	7	7	0
農業委員会事務局の職員	9	6	0
公平委員会事務局の職員	1	0	0
合計	3,028	2,576	13

市長・助役・収入役・企業管理者・教育長は職員数に含まない。

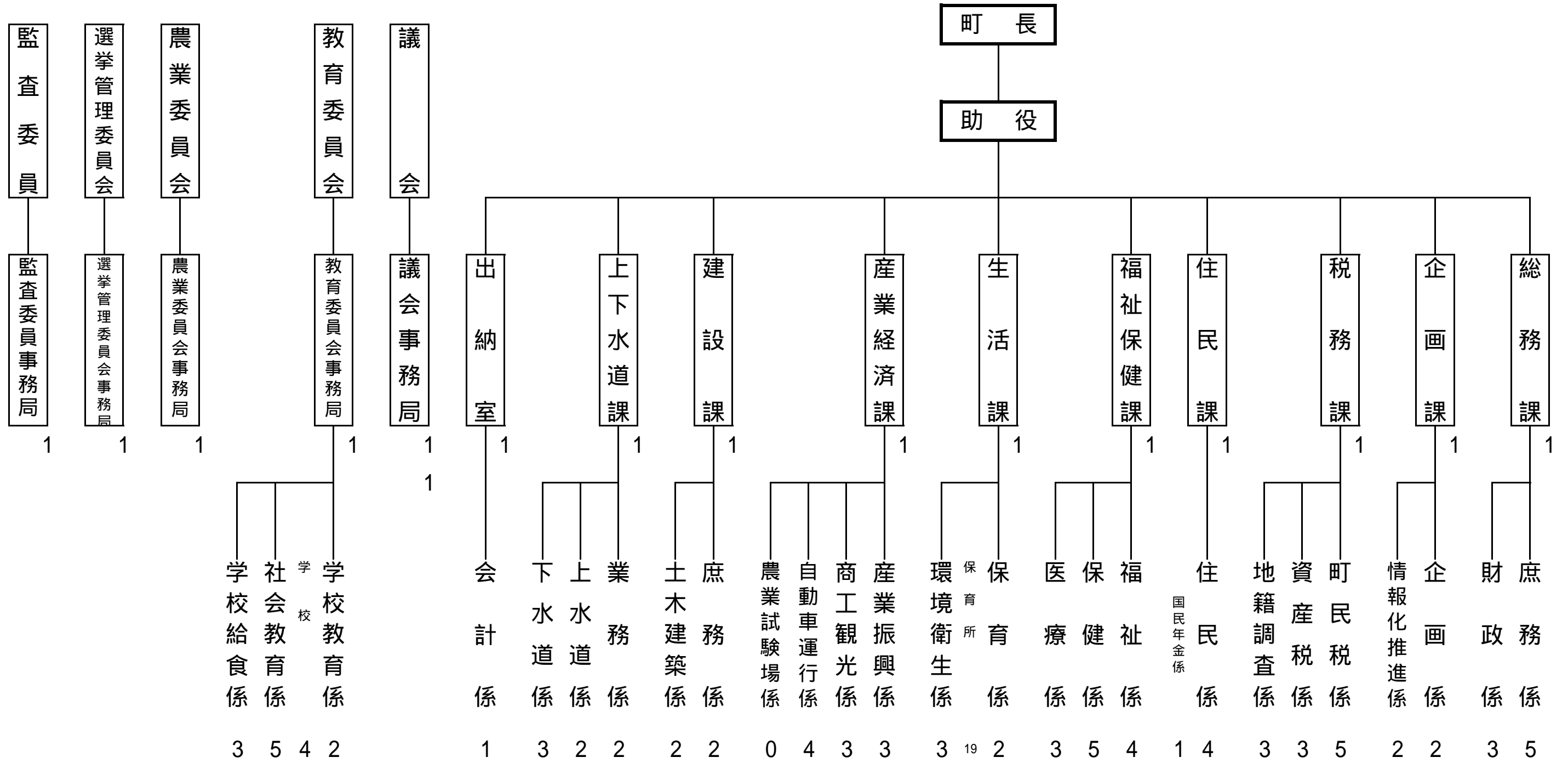
音戸町行政機構図

H15.4.1現在



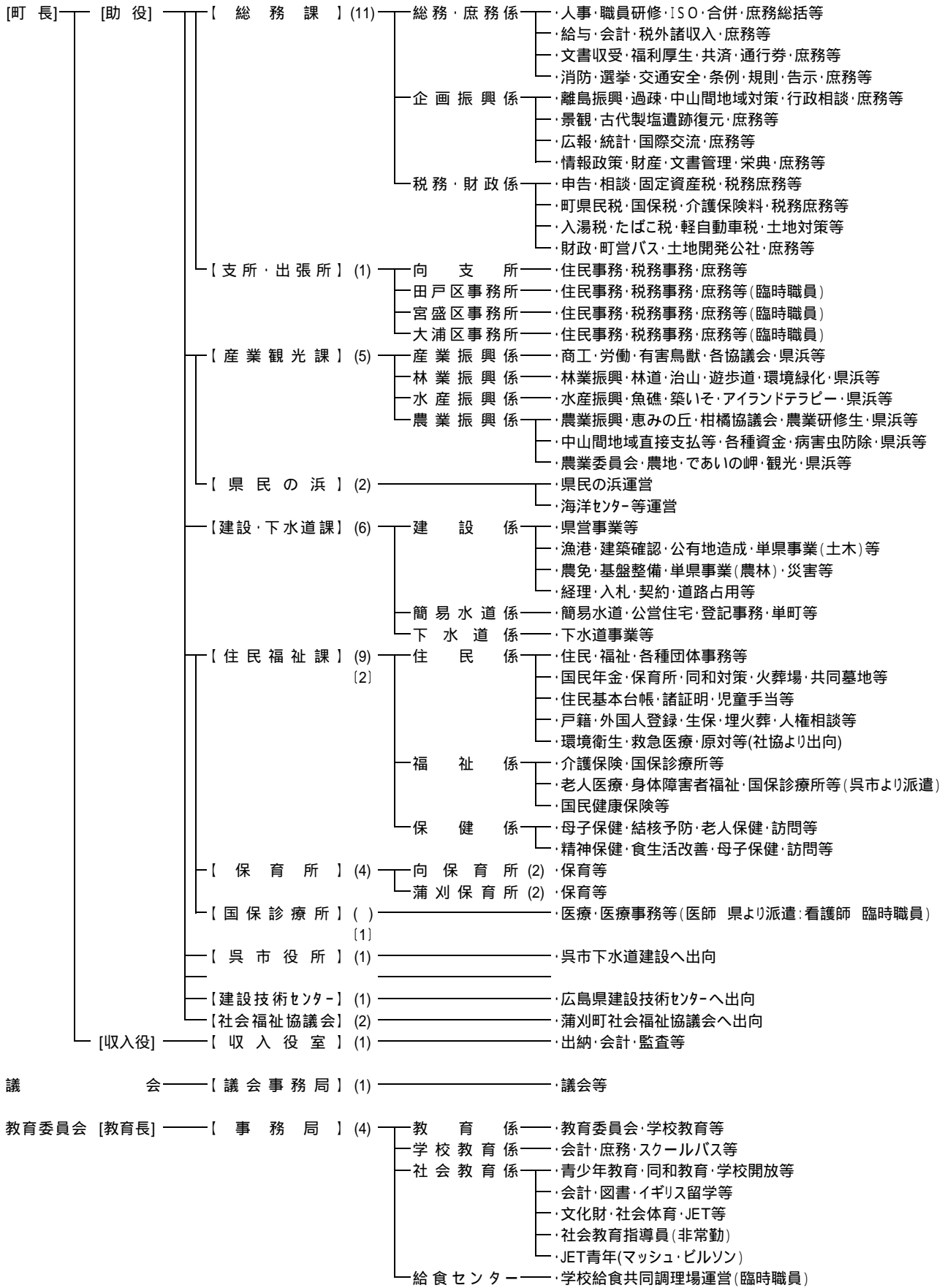
倉橋町組織図及び職員数に関する調べ

平成15年4月1日

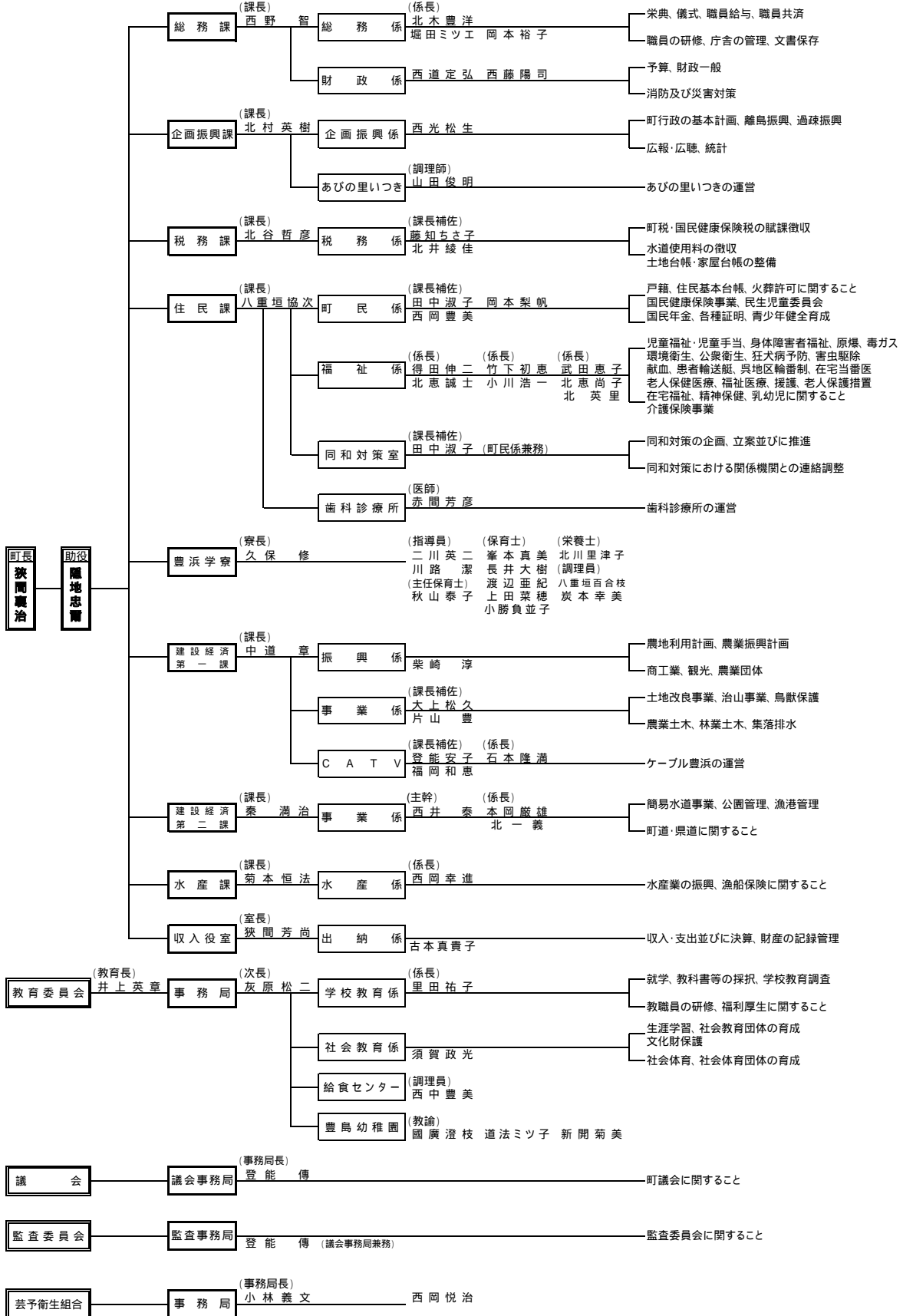


蒲刈町行政機構図

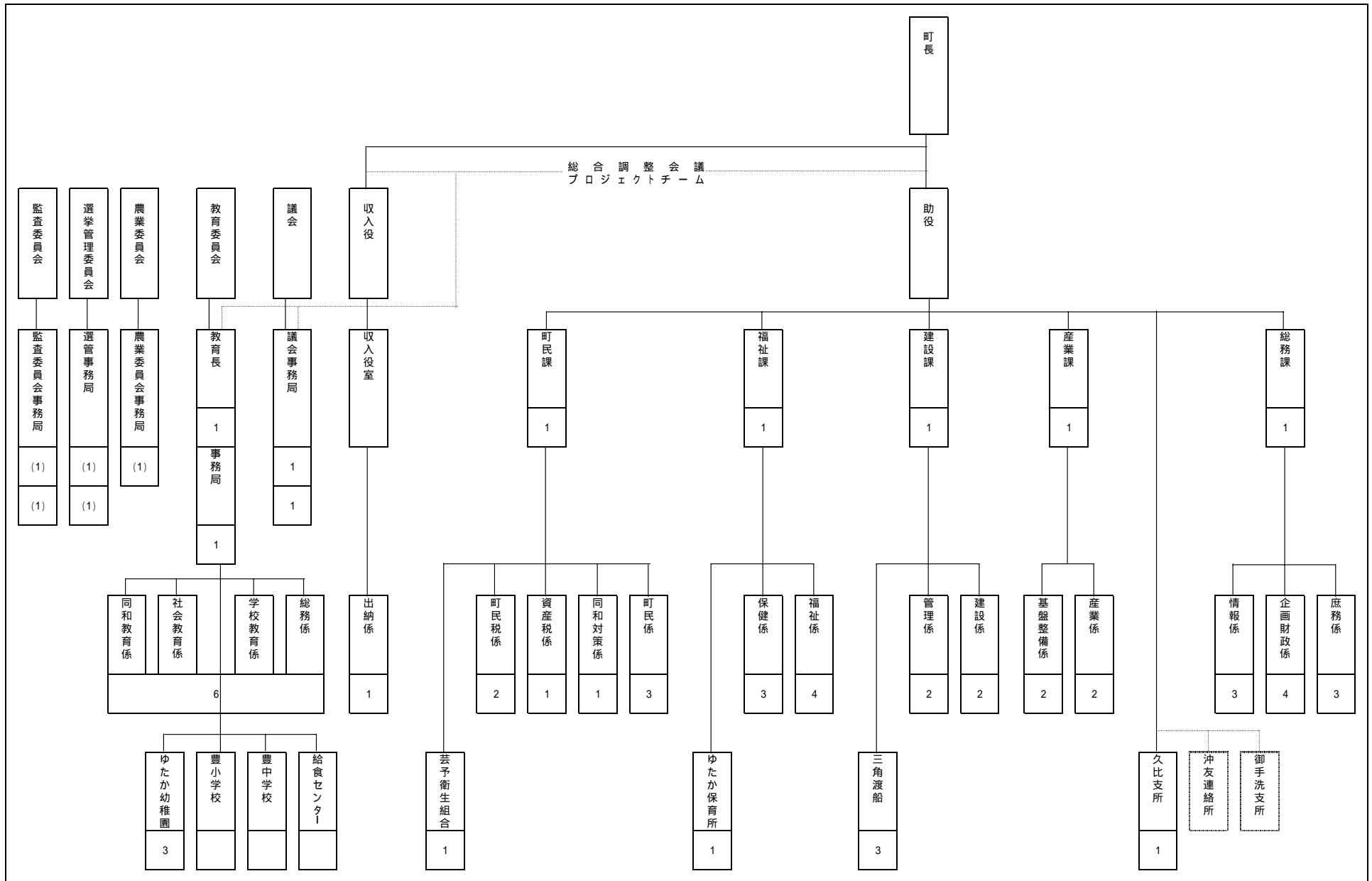
2003(H15)年4月1日



豊浜町の組織図 (平成15年7月1日現在)



豊町の組織図及び職員数(平成15年4月1日)



各市町の主な公共的団体等

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
----	-----	-----	-----	-----	-----	----

(1) 産業経済団体

呉市土地開発公社	音戸町土地開発公社	倉橋町商工会	蒲刈町土地開発公社	安浦町土地開発公社	豊浜町商工会	豊町商工会
呉商工会議所	音戸町商工会	倉橋島漁業協同組合	蒲刈町商工会	安浦町商工会	大崎下島漁業協同組合	豊町観光協会
吉浦漁業協同組合	音戸漁業協同組合	倉橋西部漁業協同組合	蒲刈町観光協会	安浦町観光協会	豊浜町漁業協同組合	大崎下島漁業協同組合
阿賀漁業協同組合	田原漁業協同組合	海運組合倉橋支部	蒲刈漁業協同組合	安浦漁業協同組合	J A 広島ゆたか	豊浜町漁業協同組合
広漁業協同組合	早瀬漁業協同組合	(財)倉橋まちづくり公社	下蒲刈漁業協同組合	柑橘同志会	豊浜町食品衛生協会	J A 広島ゆたか
仁方漁業協同組合	早瀬船主組合	倉橋町財産区管理会 等	蒲刈海運組合	椎茸研究会	豊浜町土地改良区 等	広島果樹研究同志会下島支部 等
呉地域観光連絡協議会	海運組合大音倉支部		蒲刈町農業生産組合	特産品協会		
呉観光協会 等	音戸町花き組合 等		蒲刈町柑橘振興協議会 等	朝市協議会 等		

(2) 厚生社会事業団体

呉市社会福祉協議会	音戸町社会福祉協議会	倉橋町社会福祉協議会	蒲刈町社会福祉協議会	安浦町社会福祉協議会	豊浜町社会福祉協議会	豊町社会福祉協議会
呉市シルバー人材センター	高齢者能力開発協会	倉橋町老人クラブ連合会	蒲刈町老人クラブ連合会	安浦町高齢者能力活用協会	豊浜町老人クラブ連合会	豊町老人クラブ連合会
呉市老人クラブ連合会	音戸町老人クラブ連合会	家族会(精神障害者)	蒲刈町身体障害者の会	安浦町老人クラブ連合会	豊浜町消防団	身体障害者福祉協議会
呉市消防団	家族会(精神障害者)	みかげの会(障害児支援団体)	蒲刈町消防団	安浦町消防団 等	豊浜町民生委員児童委員協議会	豊町心身障害者父母の会
呉市民生委員児童委員協議会	太陽の会(障害児支援団体)	倉橋町消防団 等	蒲刈町民生・児童委員協議会		豊浜町遺族会	豊町消防団
呉市交通安全推進協議会連合会	音戸町消防団 等		蒲刈町遺族会		豊浜町母子寡婦福祉協議会	豊町民生委員児童委員協議会
呉交通安全協会			蒲刈町保護者会連合会		木江地区交通安全協会豊浜支部	豊町遺族会
呉市公衆衛生推進協議会			蒲刈町母子会		豊浜町公衆衛生推進協議会 等	豊町交通安全協会
呉地区保護司会			蒲刈町原爆被爆者の会			豊町公衆衛生推進協議会
呉地区更生保護婦人会			蒲刈町交通安全協会			豊町食生活改善推進員協議会
呉市赤十字奉仕団			蒲刈町公衆衛生協議会			豊町食品衛生協会 等
呉市母子寡婦福祉連合会			蒲刈町食生活改善推進委員会			
呉市遺族連合会 等			蒲刈町食品衛生協議会 等			

(3) 教育・文化・スポーツ団体

呉市女性連合会	音戸町女性連合会	倉橋町女性連合会	蒲刈町女性連合会	安浦町女性連合会	豊浜町女性連合会	豊町女性会
呉市PTA連合会	音戸町PTA連合会	倉橋町PTA連合会	蒲刈町PTA連合会	安浦町PTA連合会	豊浜町PTA連合会	豊町PTA連合会
呉市子ども会連合会	音戸町子ども会連合会	倉橋町子ども会連合会	小学校子ども会	安浦町子ども会連合会	豊浜町子ども会育成連合会	豊町子供会育成会連合会
呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会	音戸町文化協会	倉橋町文化団体連合会	蒲刈町体育協会	安浦町文化団体連絡協議会	豊浜町教育文化会	豊町文化協会
呉少年合唱団	音戸町体育協会	倉橋町体育協会	蒲刈町スポーツ少年団	安浦町体育協会	豊浜町体育協会 等	豊町体育協会 等
呉市文化振興財団	音戸町スポーツ少年団	倉橋町スポーツ少年団 等	蒲刈剣友会	(財)安浦町生涯学習振興財団 等		
蘭島文化振興財団	清盛スポーツクラブ		蒲刈町ソフトボール協会			
呉市文化団体連合会	清盛祭保存会		蒲刈町ゲートボールの会 等			
呉市体育協会	音戸の舟唄保存会					
呉市体育振興財団 等	清盛大鼓保存会 等					